

The background image shows a majestic mountain range with rugged peaks and slopes covered in vibrant autumn colors. A thick layer of white mist or fog hangs in the valley between the mountains, partially obscuring the base of one peak. The sky above is a clear, pale blue.

平成25年度事業のご報告(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

とねしん レポート2014

— 地域で一番身近な「**とねしん**」を目指して —

とねしん

目次

利根郡信用金庫と地域社会	3
CSR (企業の社会的責任と地域貢献活動)	5
地域密着型金融の取り組み状況	7
総代会制度について	9
とねしんの概要	11
店舗一覧	12
沿革	13
とねしんの考え方	14
営業のご案内	20
とねしんの状況 (資料編)	28

経営理念

1. 地域の最良のパートナーとして常に地域と共に歩む。
2. 柔軟で創造性の高い組織力を發揮し、地域金融機関としての使命を全うする。
3. 秀れた人材を育成し、豊かで活力あふれる未来を創造する。

ビジョン

1. 地域社会の発展と会員・顧客の繁栄に奉仕するため、健全なる経営のもとに業績の進展に努める。
2. 役職員一体となり相互に信頼と理解を深め、希望に満ちた明るい職場をつくる。

行動指針

1. 私たちは地域社会の一員として誇りをもって行動します。
2. 私たちは積極かつ迅速に行動します。
3. 私たちは何事にも信念をもって行動します。
4. 私たちは明るい笑顔、感謝の心をもって行動します。
5. 私たちはより高い目標に向かって行動します。

ごあいさつ

皆様には平素より私ども利根郡信用金庫に対し格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。役職員一同、心より御礼申し上げます。

当金庫に対するご理解を一層深めていただくために、本年もディスクロージャー誌「とねしんレポート2014」を作成いたしました。

本誌では、当金庫の経営方針や業務内容・業績のほか、この1年間に皆様と特にご関係のあります話題などについて、なるべく見やすく掲載することに心掛けました。当金庫の経営内容をご理解いただければ幸いに存じます。

平成25年度の我が国経済は、平成24年末の政権交代以降、「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」の3本の矢を柱とする、いわゆるアベノミクスの推進により大手企業を中心に業況の改善が進展しており、長引くデフレからの脱却と経済再生への歩みが現実となりつつあります。

一方において、地域経済は従来からの少子高齢化や産業の空洞化に伴う中小企業数の減少といった構造的な問題が存在し、これに円安に伴う原材料等の高騰の影響も加わり、未だに景気回復の実感を得るまでには至っておらず、先行きの不透明感は根強いものとなっております。

しかしながら、このような中でも中小企業や消費者のマインドは明るさを取り戻しつつあります。当地域においても、農業部門（米のブランド化・野菜・果樹・コンニャク等）や観光関連が比較的順調に推移しております。今後においても、成長戦略や景気の冷え込みを回避する経済対策等によって地域にも景気回復の動きが波及していくことを期待するものです。

金融面におきましては、依然として貸出金利の低下に歯止めがかからず、低調な資金需要の中で貸出競争が繰り広げられております。今後、農林業の6次産業化、エネルギーおよび医療・介護等の新成長分野を中心とした資金需要の高まりが期待されますので、地域金融機関として金融を通じて地域の持続的発展に寄与すべく全力を挙げて参る所存であります。

こうした中、当金庫の平成25年度預金残高は公的年金等の積極的な推進等により、また、貸出金残高は、新規・肩代りの推進やエネルギー、医療・介護といった成長分野への推進等により概ね順調でありました。

その結果、預金残高は、対前期比約2億円増加の1,648億円、貸出金残高は、対前期比約76億円増加の883億円となりました。当期純利益は3億5百万となり、健全性を表す指標である自己資本比率については、対前期比0.40ポイント上昇し9.93%となり国内基準の金融機関の健全性の指標である4%を大きく上回る水準を維持しております。

本年度も当金庫は、従来より掲げました地域金融機関としての社会的使命と役割を踏まえ、①課題解決型金融の強化、②独自性のさらなる発揮、③永続性ある経営の確立、の3つの基本方針のもと、地域の皆様の負託に応えられるよう、健全経営に徹し努力して参る所存であります。

本年度もより一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げますと共に、皆様のご繁栄とご健勝をご祈念申し上げご挨拶いたします。

平成26年7月

○ 利根郡信用金庫

理事長 青川卓美



利根郡信用金庫と地域社会

地域社会の一員として、地域の皆様と強い絆でネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めてまいります。

利根郡信用金庫は、地元の中小企業者や住民の皆様が会員となって、お互いに助け合い、発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。地元のお客様からお預かりした大切な資金(預金積金)は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民の皆様との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。

また、金融機能の提供にとどまらず、文化・環境・教育といった面も視野に入れ広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

貸出金に関する事項

お客様からお預け入れいただいた大切な預金・積金につきましては、地域経済の活性化に資するために、円滑な資金供給を行う形でお客様や地域社会に還元しており、事業者の設備資金に176億円、運転資金に386億円をご融資しております。

また、個人のお客様には住宅ローンに126億円、消費者ローン等に71億円をご融資しており、他に地方公共団体へ121億円をご融資しております。

お客様 / 会員

会員数：17,105人

貸出金

883 億 80 百万円

支援サービス

取引先への支援等

当金庫は、経済環境が変化する中、業績低迷に苦慮されているお客様に対し、業績、財務内容等の分析を行い、打開する為の改善策や経営改善計画のアドバイス等の生きた支援を行うため、経営相談室による取引先企業の経営改善支援に積極的に取り組み、支店との連携による経営改善計画の策定及び実践にかかるサポートを実施しております。

今後も地域社会の一員として、地元の中小企業者の方々や住民の皆様と強い絆とネットワークを形成し、地域経済の発展に努めてまいります。



沼田公園の御殿桜



吹割の滝



上發知のシダレザクラ



沼田まつり天狗みこし



発知のヒガンザ克拉



玉原ラベンダーパーク

預金・積金

1,648 億 35 百万円

出資金

5 億 16 百万円

利根郡信用金庫

常勤役職員数 222 人 店舗数 17 店舗

預金積金に占める貸出金の割合

平成 26 年 3 月末 53.61%

預金・積金に関する事項

当金庫では、地域のお客様の着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、サービスの一層の充実に向けて努力してまいります。

また、皆様にご満足いただけるよう様々な預金商品をご用意しております。

貸出以外の運用に関する事項

当金庫の平成 26 年 3 月末の有価証券残高は、501 億円です。当金庫はお客様の預金をご融資による運用の他に有価証券による運用も行っております。有価証券運用については、大部分を安全第一に心掛けて、公社債を中心とした債券で運用しております。

平成 26 年 3 月末

余資運用残高 832 億 33 百万円

※余資とは預け金、買入金銭債権、金銭の信託、有価証券、信金中金出資金のこと

をいいます。

CSR（企業の社会的責任と地域貢献活動）

1. 環境問題に対する取り組み

①とねしんでは環境に配慮するため、企業活動において排出されるCO₂を排出削減活動（クリーンエネルギー事業や植林等）に協力することでオフセット（相殺）するカーボンオフセットを採用した普通預金通帳・総合口座通帳・ディスクロージャー誌を使用しています。また、通帳は誰にとっても使いやすいように、分かりやすい配色や、より見やすい書体などの工夫をした‘カラー ユニバーサルデザイン’を採用しております。

②温暖化対策の取り組みとして、日常業務で使用した紙を裁断し、再生紙原料として再生処理業者へ有料で引き取っていただいております。また地球温暖化防止策としてクールビズ・ウォームビズを実施し、電力使用量の抑制に努めております。

2. 文化遺産保存応援定期預金について

①第2回目の「文化遺産保存応援定期預金」

<理念>

- 利根・沼田の文化遺産を保存・継承していきます
- 利根・沼田の文化遺産の価値を高めていきます
- 利根・沼田の文化遺産の収集を支援し、地域の魅力の再発見をめざしていきます
- 地域に点在している利根・沼田の文化遺産を収蔵する歴史資料館等の建設を応援します

上記理念を掲げ、平成25年4月より12月末まで取り扱い致しました。

②「文化遺産保存応援定期預金」の寄付について

平成25年4月より取り扱いさせていただきました第2回目の「文化遺産保存応援定期預金」ですが、おかげ様をもちまして平成25年12月末の預入金額は64億円を超えることができました。

寄付金につきましては、平成26年5月30日（金）沼田市へ寄付させていただきましたのでご報告いたします。

本定期預金の理念である「文化遺産の保存・継承」についてご理解賜り、預金をお預入れいただきましたお客様には、深く御礼申し上げます。ご協力有難うございました。平成26年度は4月より取り扱っております。（9月末まで予定）



**寄付金額
3,240,000円**



3. 地域貢献活動

①献血活動

「たすけあい」の精神のもと多数の役職員による献血活動を定期的に行っております。



③地域行事への参加

地域の皆様との繋がりを大切に考え、地元郷土の祭りや、各種イベントに積極的に参加しております。



⑤ロビー展

各営業店のロビーを開放し、ロビー展を実施しております。



②清掃活動

6月15日の「信用金庫の日」に合わせて、道路清掃を行っております。



④「とねしん倶楽部」

当金庫の会員の皆様の健康で豊かな生活を目指し、相互の親睦を深める場として、「とねしん倶楽部」を平成22年8月に創設いたしました。旅行をはじめ各種イベント等を開催いたします。



⑥振り込め詐欺未然防止への取り組み

当金庫では被害者を減らすための職員研修を定期的に実施し、詐欺が疑われるときの対処法を周知徹底しております。窓口対応時のコミュニケーションにより、振り込め詐欺を未然に防ぎ、警察から感謝状が贈られました。



地域密着型金融の取り組み状況

1. 中小企業の経営支援に関する取り組み状況

“とねしん”では、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等についてご相談があった場合には、お客様の抱えている問題を真摯に受け止め、その解決に向けて全力で取り組んで参ります。

①中小企業の経営支援に関する取り組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込があった場合には、これまでと同様に、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組みます。

②中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当金庫は、上記取り組み方針を適切に実施するため、以下の通り、必要な態勢整備を図っております。

- 専門性の高い経営支援を行うため、「中小企業経営力強化支援法」に基づき、経営革新等支援機関としての認定を取得しております。
- お客様へのきめ細やかな経営改善支援を行うため、本部に経営相談室を設置し、営業店と連携しながら財務分析だけでなく、財務改善のアドバイス、経営改善計画策定等のお手伝いをさせていただいております。
- お客様の事業価値を見極める能力（目利き力）を向上させるため、総務部人事課や審査部、経営相談室が営業店職員に対して研修を実施しております。
- お客様の状況に応じて、他の金融機関や保証協会等と緊密な連携を図る必要性が生じた時は、お客様の同意を得たうえで守秘義務に留意しつつ、これらの関係機関と緊密な連携を図っております。また必要に応じて群馬県中小企業再生支援協議会などの外部機関や、民間コンサルタント会社などの外部専門家とも連携することにより、効果的な経営支援を実施しております。
- お客様の事業創造等のお手伝いのため、「補助金・助成金等相談窓口」を営業店に設置し、各種補助金の案内や相談に取り組んでおります。

③中小企業の経営支援に関する取り組み状況

a. 創業・新規事業開拓の支援

“とねしん”では、地域経済の発展・雇用の創造を図ることを目的として創業・新事業支援融資へ取り組んでおります。また、中小企業者の競争力強化等についてもお手伝いをさせていただいているほか、当金庫が認定支援機関となり、事業計画策定や各種補助金申請等の支援にも取り組んでおります。

b. 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

“とねしん”では、お客様の経営相談に親身にお応えするため、本部に「経営相談室」を設置し、営業店と連携しながら財務分析だけでなく、財務改善のアドバイス、経営改善計画策定等のお手伝いをさせていただいており、必要に応じて外部機関・外部専門家との協力による経営支援も行っております。

また当金庫では、民間コンサルタント会社と業務提携を行い、経営改善・事業再生等に向けた訪問活動も実施しております。訪問活動では、お客様の悩み事に応じた経営相談・支援を実施しており、訪問先のお客様からも好評を頂いております。

【平成25年度活動実績】

	期初債務者数 A	うち経営改善支援取組み先数 α	α のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β	α のうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 γ	α のうち再生計画を策定している全ての先数 δ	経営改善支援取組み率 α / A	ランクアップ率 β / α	再生計画策定率 γ / α
合計	1,205	50	0	43	40	4.1%	0%	80.0%
機関名								
中小企業再生支援協議会							先数	
経営改善支援センター							1先	
民間コンサルタント会社による巡回訪問先							6先	
							7先	

④群馬県中小企業ソポーターズ制度

地域経済において大きな役割を果たす中小企業の事業活動を支援し、本県経済の活力向上を目的とした、県産業政策課を事務局とする群馬県中小企業ソポーターズ協議会に参加しております。中小企業ソポーターとして、きめ細やかな企業の経営支援を展開することで、企業が抱える課題の直接解決を図り、また適切な専門機関を紹介するなど課題解決の支援を行っております。

2. 事業価値を見極める融資をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

①「目利き機能」の発揮にむけた取り組み

お客様の事業価値を見極める能力（目利き力）の向上を目的として外部研修へ積極的に参加する他、自金庫内において研修を開催し、職員の取引先の資質や事業の将来性などに関する知識の向上に取り組んでおります。

- | | |
|-----------------------------|-------------------------------|
| ・企業分析講座（庫内研修）……………17名 | ・A B L 実務対応セミナー（全信協主催）……………1名 |
| ・取引先支援実務研修（信金中金主催）……………1名 | ・中小企業経営支援コンサルティング講座（全信協主催）…1名 |
| ・融資インストラクター講座（全信協主催）……………1名 | ・融資審査・管理講座（関信協主催）……………1名 |
| ・目利き力養成講座（全信協主催）……………1名 | ・経営診断力強化研修（県信協主催）……………3名 |
| ・経営支援力強化研修（全信協主催）……………1名 | |

3. 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

①地域の面的再生



・「望郷ライン・センチュリーライド」開催に係るボランティアに参加

利根沼田地域の美しい田園風景を楽しみながら望郷ラインを自転車で走る「第3回望郷ライン・センチュリーライド」が平成25年8月18日に開催されました。当金庫では第1回大会より協賛するとともに、ボランティアとして参加しており、第3回大会は職員23名が参加しました。

・「沼田花火大会」

沼田市としては43年ぶり、また、市民の「ふれあいと絆」、そして明るく希望に満ちた「未来」を届ける場所として平成25年9月7日に開催された花火大会にボランティアとして参加しました。

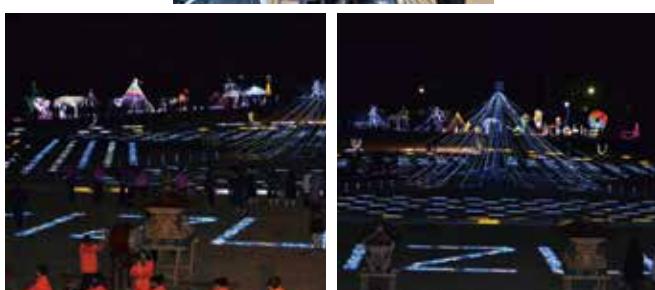


②地域活性化につながる多様なサービスの提供



・小中学生卓球大会の実施

青少年の健全育成と卓球競技振興を目的として平成25年11月16日沼田市民体育館にて「第6回とねしん杯オープン卓球大会」を開催いたしました。沼田市・利根郡をはじめ、渋川市・北群馬郡・吾妻郡より460名の小中学生が出場し熱戦が繰り広げられました。これからも青少年の健全育成と地域のスポーツ振興のため、積極的に取り組んで参ります。



・「星の絆イルミネーション事業」に参加

子供たちの健全育成、ふるさと愛の醸成、東日本大震災からの復興、地域の発展等を掲げた星の絆プロジェクト「星の絆イルミネーション事業」に参加しました。

・アンパンマンイベントの実施

地域の若い世代のお客様へ子育て応援の気持ちを込めてアンパンマンイベントを平成25年10月12日に実施し、沢山のお子様に楽しんでいただきました。今後も各種イベントを通じて地域の子育て世代のお客様を応援していきます。

総代会制度について

1. 総代会制度

信用金庫は、会員同士の「**相互信頼**」と「**互恵**」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。

そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要な事項を決議する最高意思決定機関です。

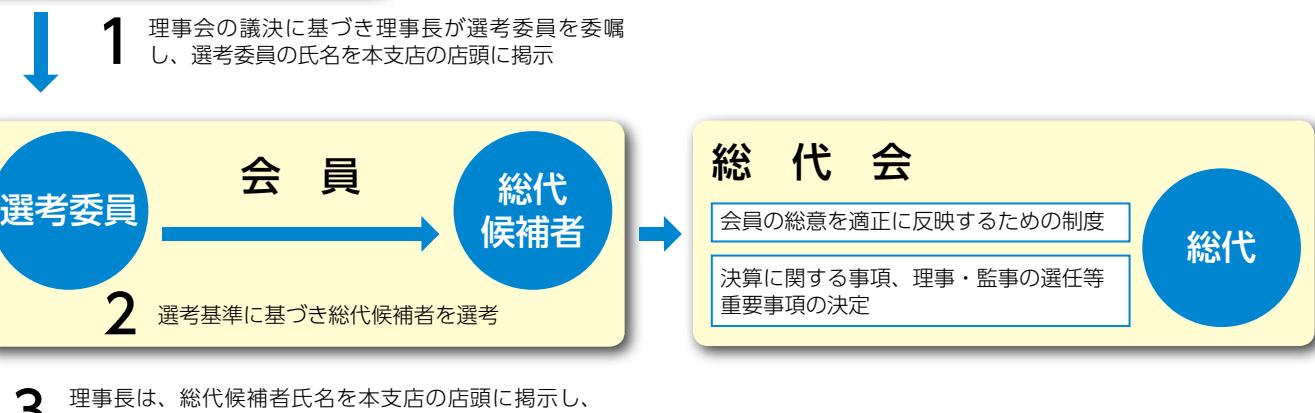
したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。



総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。

理事会



2. 総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の定数は、100人以上130人以下で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められています。
なお、平成26年3月31日現在の総代数は110人で、会員数は17,105人です。
- また、選任区域は3のとおり6区に区分しております。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。
そこで総代の選考は、総代候補者選考基準（注）に基づき、次の3つの手続を経て選任されます。

①会員の中から総代候補者選考委員を選任する。



②その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。

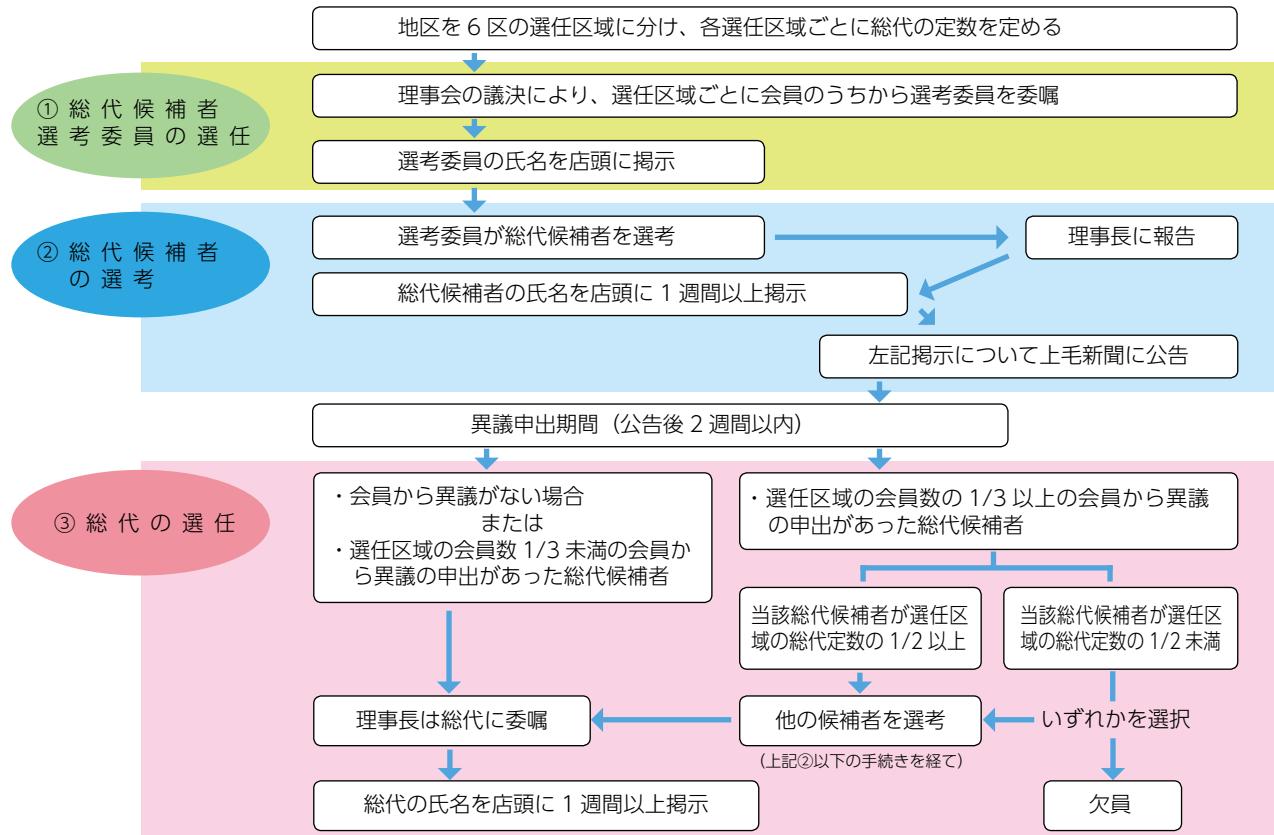


③その総代候補者を会員が信任する。（異議があれば申し立てる）

（注）総代候補者選考基準

- ①資格要件
 - ・当金庫の会員であること
- ②適格要件
 - ・総代としてふさわしい見識を有している者
 - ・良識をもって正しい判断ができる者
 - ・人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している者
 - ・その他総代選考委員が適格と認めた者

(3) 総代が選任されるまでの手続き——以下にフローチャート——



3. 総代の氏名について

平成 26 年 6 月 30 日現在

(支店別あいうえお順、敬称略)

選任区域及び総代氏名**第1区 沼田市(除く、白沢町、利根町)**

今井 幸吉	生方 真司	金井 利夫	金井 則夫	金井 正樹	木下 進	桑原 清一	桑原 利夫	小林 一郎
武井 順一	津久井 功	富澤 勝美	野村 治	林 栄一	樋口 建介	藤野 伸夫	松井 信一	宮田 欣二
柳 信男	吉野 政雄	割田 一敏	安藤 純吉	石澤 雄一郎	植村 元	片山 晃一	角屋 浩司	小池 宏
須田 章夫	関上 忠成	林 孝司	宮西 忠雄	山田 司	横山 公一	横山 幸司	春日 政志	桑原 敏彦
関 英一	村山 信行	新井 昭一	渋谷 和男	平井 良明	平田 次郎	笛木 邦昭	本多 清男	

第2区 沼田市白沢町、利根町

相田 聰	金子 千明	小林 利之	千明 周二	角田 博	星野 利夫	中村 元一	宮田 純一	山田 利幸
------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------

第3区 利根郡川場村、片品村、昭和村

石井 敬治	高橋 学	治田 貞賢	藤井 富夫	松井 文夫	小川 清	笠原 精作	角田彦三郎	星野 寛
星野 實	見城 光男	関 真一	永井 彰一	横坂 太一				

第4区 利根郡みなかみ町、新潟県南魚沼郡湯沢町

阿部 章一	小野 吉郎	河合 幸雄	須田 高幸	竹内 慎吉	田中 徳重	中里 英夫	岡田 洋一	岡村興太郎
木内 孝広	窪田 金嘉	生津 達郎	林 一彦	林 朝雄	林 安信	笛木 太弘	渡部 通	青木 宗作
入内島一崇	小林喜八郎	杉木 三郎	高橋 昭五	遠山 勝也	山岸 公明			

第5区 渋川市、吾妻郡中之条町、東吾妻町、高山村

小笠原健泰	狩野 明	坂田 泰造	杉木 基泰	角田 準一	原澤 俊	平形 昌三	荒木 襄一	斎藤 清海
吉田 正男	都筑 茂							

第6区 前橋市、高崎市(除く、旧倉渕町、旧新町、旧榛名町、旧吉井町)、北群馬郡

五十嵐 修	小泉 勲	建石 政一	角田 雄二	宮内利壹三郎	村上 重夫	金井 修	立見 丈夫	
-------	------	-------	-------	--------	-------	------	-------	--

第63期通常総代会の決議事項

平成 26 年 6 月 25 日 第 63 期通常総代会を本店 4 階会議室において開催し、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認可決されました。

報告事項

第 63 期（平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで）業務報告、貸借対照表及び損益計算書報告の件

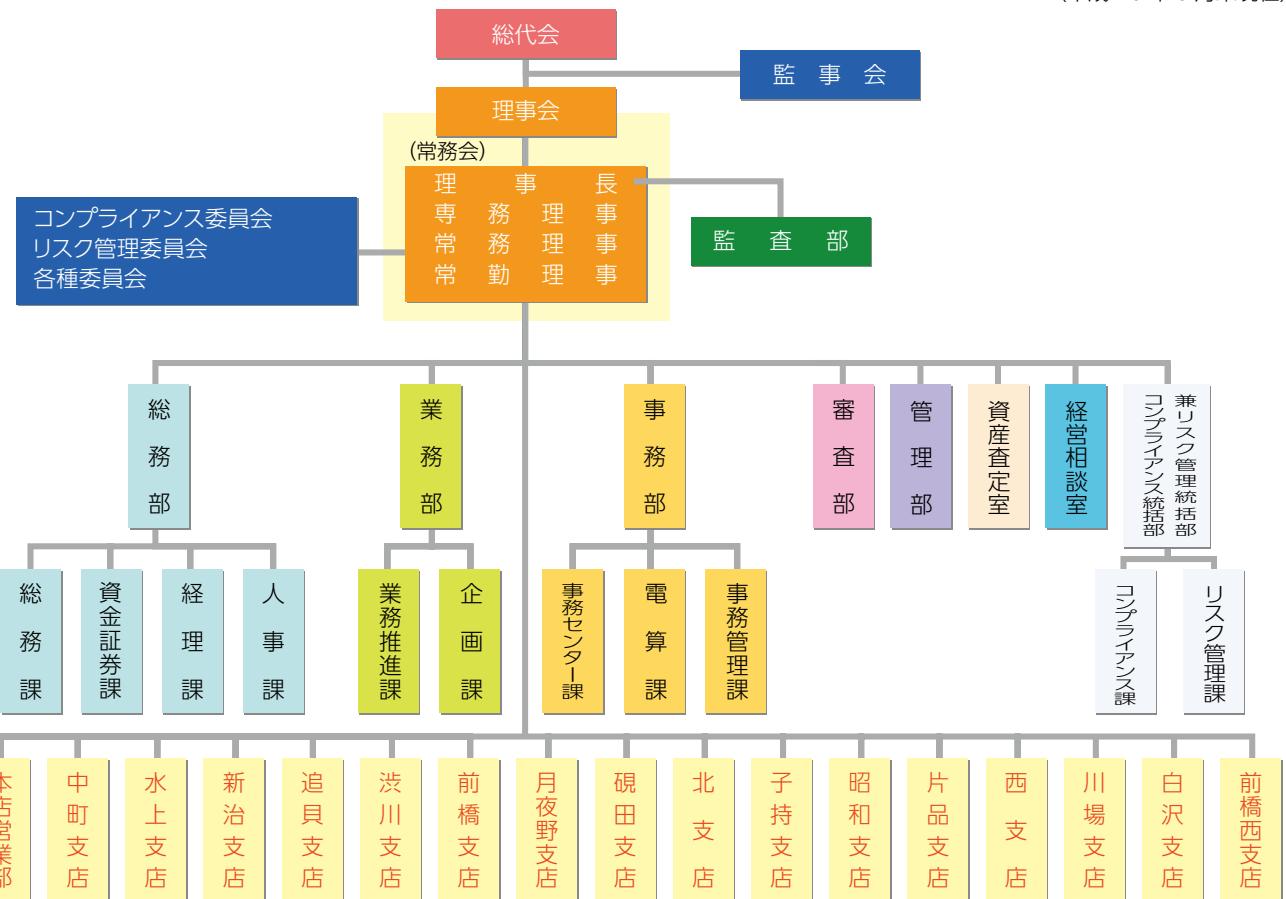
決議事項

- 第 1 号議案 剰余金処分案承認の件
- 第 2 号議案 定款一部変更の件
- 第 3 号議案 会員の除名の件
- 第 4 号議案 理事選任の件
- 第 5 号議案 退任理事に対する退職慰労金贈呈の件

とねしんの概要

組織図

(平成 26 年 6 月末現在)



当金庫の概要

(平成 26 年 3 月末現在)



●関連会社について

当金庫には、関連会社はありません。

[名 称]	利根郡信用金庫
[所 在 地]	〒 378-0053 群馬県沼田市東原新町 1540 番地 TEL 0278-23-4511 (代)
[創 立]	大正 5 年 5 月 25 日
[出 資 金]	5 億 16 百万円
[役 職 員 数]	222 人
[店 舗 数]	17 店舗

(平成 26 年 6 月末現在)

[役 員]	理 事 長 (代表理事)	峯 川 卓 美
	專務理事 (代表理事)	荒 井 静 雄
	常務理事 (代表理事)	坂 井 隆 雄
	常勤理事	村 田 正 秀
	常勤理事	諸 田 美 人
	常勤理事	佐 々 木 雄 也
	理 事	高 桑 基 敏
	理 事	高 山 滋 广
	常勤監事	原 井 昭 介
	監事	高 秋 将 英 良
	監事	高 元

●営業地区

沼田市、渋川市、前橋市、高崎市
 (旧倉渕村、旧新町、旧榛名町、旧吉井町を除く)
 利根郡 片品村・川場村・みなかみ町・昭和村
 北群馬郡 榛東村・吉岡町
 吾妻郡 中之条町(旧六合村を除く)・東吾妻町・高山村
 新潟県南魚沼郡湯沢町



●店舗一覧

店番	店舗名	所在地	電話番号	自動機(ATM)ご利用時間			投資信託・国債窓口業務	保険窓口販売業務
				平日	土曜日	日曜・祝日		
沼田市	① 本店 営業部	〒 378-0053 沼田市東原新町 1540 番地	0278-23-4511	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 19:00	9:00 ~ 19:00	○	○
	② 中町支店	〒 378-0048 沼田市中町 852 番地	0278-22-4356	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	○	○
	⑤ 追貝支店	〒 378-0303 沼田市利根町追貝 118 番地 1	0278-56-2121	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	—	○	○
	⑨ 砥田支店	〒 378-0031 沼田市薄根町 3302 番地 1	0278-24-1155	—	—	—	○	○
	⑩ 北支店	〒 378-0056 沼田市高橋町 2040 番地 1	0278-22-5656	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	○	○
	⑭ 西支店	〒 378-0031 沼田市薄根町 3302 番地 1	0278-22-7581	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	○	○
	⑯ 白沢支店	〒 378-0121 沼田市白沢町高平 70 番地 8	0278-53-4511	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	—	○	○
利根郡 みなかみ町 昭和村 片品村 山場村	③ 水上支店	〒 379-1617 利根郡みなかみ町湯原 136 番地 3	0278-72-2371	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	—	○	○
	④ 新治支店	〒 379-1414 利根郡みなかみ町布施 117 番地	0278-64-2071	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	—	○	○
	⑧ 月夜野支店	〒 379-1313 利根郡みなかみ町月夜野 561 番地 4	0278-62-6661	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	—	○	○
	⑫ 昭和支店	〒 379-1203 利根郡昭和村糸井 378 番地 3	0278-23-7311	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	—	○	○
	⑬ 片品支店	〒 378-0415 利根郡片品村鎌田 4284 番地	0278-58-4334	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	—	○	○
渋川市	⑮ 川場支店	〒 378-0101 利根郡川場村谷地 2061 番地 1	0278-52-3555	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	—	○	○
	⑯ 渋川支店	〒 377-0007 渋川市石原 310 番地 2	0279-23-8111	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	—	○	○
	⑪ 子持支店	〒 377-0202 渋川市中郷 1467 番地 3	0279-53-4730	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	—	○	○
前橋市	⑦ 前橋支店	〒 371-0031 前橋市下小出町 2 丁目 33 番地 8	027-232-3311	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	—	○	○
	⑯ 前橋西支店	〒 371-0851 前橋市総社町植野 736 番地 2	027-255-5111	8:30 ~ 21:00	8:30 ~ 19:00	8:30 ~ 19:00	○	○

●出張所所在地一覧 (店舗外 ATM)

店舗名	設置場所	自動機(ATM)ご利用時間			
		平日	土曜日	日曜・祝日	
本店 営業部	ベイシア沼田モール出張所	ベイシア沼田モール駐車場内	9:30 ~ 20:00	9:30 ~ 19:00	9:30 ~ 19:00
中町支店	グリーンベル 21 出張所	グリーンベル 21 内	10:00 ~ 20:00	10:00 ~ 19:00	10:00 ~ 19:00
中町支店	栄町出張所	沼田脳神経外科循環器科病院駐車場内	9:00 ~ 19:00	9:00 ~ 17:00	—
月夜野支店	上牧出張所	上牧温泉病院前	9:00 ~ 19:00	—	—
月夜野支店	ベイシア月夜野店出張所	ベイシア月夜野店内	9:30 ~ 20:00	9:30 ~ 19:00	9:30 ~ 19:00

●自動機器設置状況

現金自動預入支払機(ATM) 26 台 (うち店舗外 5 台)、自動両替機 3 台

沿革

大正 5年 5月 有限責任利根信用組合設立
 昭和 9年 10月 有限責任沼田信用組合と名称変更
 12年 2月 保証責任沼田信用組合と組織変更
 20年 4月 市街地信用組合法による
 沼田信用組合に組織変更
 25年 4月 中小企業等協同組合法による
 沼田信用組合に組織変更
 26年 6月 信用金庫法施行
 11月 信用金庫法により、「利根郡信用金庫」
 に改組し、地区を利根郡一円とする
 38年 11月 水上支店開設
 40年 12月 新治支店開設
 45年 5月 追貝支店開設
 47年 8月 新本店開設、中町支店開設（旧本店）
 9月 預金総額100億円達成
 50年 3月 渋川支店開設
 53年 12月 前橋支店開設
 12月 日本銀行と当座取引開始
 54年 9月 水上支店改築移転
 55年 11月 中町支店新築開店
 56年 2月 信金東京共同事務センターに加入
 3月 預金総額500億円達成
 6月 月夜野支店開設
 58年 4月 瑞田支店開設
 59年 10月 追貝支店新築移転
 59年 11月 北支店開設
 61年 7月 新治支店新築移転
 63年 6月 子持支店開設
 平成 元年 4月 店舗外ATM
 「本店営業部国立沼田病院出張所」
 営業開始
 7月 昭和支店開設
 2年 8月 預金総額1,000億円達成
 10月 片品支店開設
 10月 店舗外ATM
 「本店営業部ほたか病院出張所」
 営業開始
 3年 2月 ATM・CDの休日稼働開始
 5月 店舗外ATM
 「追貝支店利根村役場出張所」
 営業開始



信金改組当時の本店



旧本店



現在の本店

4年 7月 水上支店新築移転
 12月 西支店開設
 5年 4月 店舗外ATM
 「中町支店グリーンベル21出張所」
 営業開始
 7年 2月 懸賞付定期預金
 「よろこび」の取扱開始
 8月 川場支店開設
 9年 10月 白沢支店開設
 10年 4月 店舗外ATM
 「中町支店栄町出張所」営業開始
 11月 店舗外ATM
 「本店営業部ベイシア沼田モール出張所」
 営業開始
 12月 投資信託窓口販売開始
 11年 9月 北支店にて、休日相談業務を開始
 12年 2月 店舗外ATM
 「月夜野支店上牧出張所」営業開始
 12年 6月 預金総額1,500億円達成
 13年 5月 損害保険窓口販売開始
 11月 店舗外ATM
 「月夜野支店ベイシア月夜野店出張所」
 営業開始
 14年 12月 生命保険窓口販売開始
 16年 12月 決済用預金取扱開始
 18年 6月 「とねしんふるさと基金」創設
 11月「フラット35」取扱開始
 「とねしんきゅっする」取扱開始
 19年 8月 「コンプライアンス統括部兼リスク管理
 統括部」設置
 20年 9月 農林漁業金融公庫（現、日本政策金融公庫）
 と業務提携 M & A 業務取扱開始
 21年 8月 前橋西支店開設
 22年 8月 「とねしん俱楽部」発足
 24年 4月 「文化遺産保存応援定期預金」の取扱開始
 26年 4月 「とねしんキッズクラブ」発足



利根郡川場村 提供

とねしんの考え方



利根郡川場村 提供

とねしんレポート

とねしんの考え方

内部管理基本方針

当金庫は、金庫業務の健全性・適切性を確保するための態勢の整備に係る基本方針を定め、その実効性確保に努めております。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための態勢（法令等遵守態勢）
2. 顧客保護及び利便性の向上を目指した態勢（顧客保護等管理態勢）
3. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する態勢（情報管理態勢）
4. 損失の危険の管理に関する規程その他の態勢（リスク管理態勢）
5. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための態勢（効率的職務執行態勢）
6. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項（監事のサポートに関する事項）
7. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項（監事のサポートに関する事項）
8. 理事及び職員が監事に報告をするための態勢その他の監事への報告に関する態勢（監事への報告に関する事項）
9. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための態勢（監事の監査の実効性確保の態勢）

コンプライアンス（法令等遵守）態勢について

～当金庫のコンプライアンスへの取り組み～

「法令等遵守」とは、法令のほか、信用金庫内の諸規程や、社会的規範・常識を守ることです。当金庫には以下の3つの経営理念があります。

1. 地域の最良のパートナーとして常に地域と共に歩む。
2. 柔軟で創造性の高い組織力を發揮し、地域金融機関としての使命を全うする。
3. 秀れた人材を育成し、豊かで活力あふれる未来を創造する。

この経営理念を実現するための基礎的条件として、お客さま・地域社会からの支持・信頼を確保し続ける必要があります。

そのため、当金庫では、信用金庫業務のすべてにおいて各種法令等、金庫内の諸規程を遵守することはもちろん、社会的規範を逸脱することのないよう言動を慎み、地域の信頼性を高め、良識ある営業姿勢を維持することに努めています。

そこで、当金庫の経営理念を再確認するとともに、当金庫が果たすべき公共的な役割と社会的責任などを考慮して「法令等遵守方針」「法令等遵守規程」「コンプライアンス・マニュアル」等を制定し、全職員に配付・研修を行ない、周知させています。

また、専務理事を委員長とした「コンプライアンス委員会」を置き、コンプライアンスに係る問題点を検討・協議するとともに、「コンプライアンス統括部」を設置し、コンプライアンスに関連する情報等を一元的に取扱い、分析・管理しております。さらに全部店に「コンプライアンス責任者及び管理者」を置くなどして、役職員一丸となってコンプライアンスに対する意識の向上と実効性を確保しております。

反社会的勢力に対する基本方針

私ども利根郡信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放県民会議、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

顧客保護等管理方針

当金庫は、お客さまの正当な利益の保護および利便性の向上を確保するために、以下の方針を定め、継続的に取り組んでまいります。

1. 当金庫は、お客さまに対して取引または商品について説明する場合は、お客さまの立場に立って、知識・経験・資産の状況・取引をする目的等に応じた分かりやすくかつ適切で十分な説明および情報提供を行います。
2. 当金庫は、お客さまから相談や苦情が寄せられた場合は、誠意を持って迅速かつ適切で十分な対応を行い、お客さまのご理解と信頼を得られるように努めるとともにお客さまの正当な利益が保護されるように努めてまいります。
3. 当金庫は、お客さまに関する情報については、適性かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を越えた利用や、お客さまの同意を求めることなく外部への提供を行いません。また、お客さまの情報を正確に保つように努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の漏えい防止の観点から、法令等に従い適切かつ厳格に取り扱います。
4. 当金庫は、業務を外部に委託する場合は、お客さまの情報の取り扱いやお客さまへの対応が安全かつ適切に行われるよう管理いたします。

5. 当金庫は、お客さまに対しては、常に感謝の念を持ち、お客さまの満足が得られるよう誠意を持って対応いたします。
※本方針において「お客さま」とは、当金庫の業務の利用者および利用者となろうとする法人または個人を意味します。

※お客さま保護の必要性ある業務の範囲は、預金業務、融資業務、為替業務、預り資産取扱業務等のお客さまと当金庫との間で行われるすべての業務の取引です。

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

金融ADR制度への対応

[苦情処理措置]

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は12ページ参照）またはコンプライアンス統括部（電話：0278-23-4511）にお申し出ください。

[紛争解決措置]

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）及び関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）が設置運営する仲裁センター、並びに埼玉弁護士会（電話：048-710-5666）が設置運営する示談あっせん・仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、お取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都、埼玉県以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京、埼玉以外の弁護士会をご利用する方法もあります。

ます。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、埼玉弁護士会、全国しんきん相談所、関東地区しんきん相談所、または当金庫コンプライアンス統括部」にお尋ねください。

金融商品に係る勧誘方針について

“とねしん”は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、利用者の保護を図るために、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

《金融商品に係る勧誘方針》

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

個人情報保護宣言について

“とねしん”では、お客さまの大切な個人情報を適切に取り扱うことが、金融機関としての社会的責務と認識し、大切な情報をお守りすることがお客さまからの信頼性の向上につながるものと考えております。そうした中、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号）等に基づき、お客さまの個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の取扱方針である次の個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）を制定いたしました。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

なお、利用目的等くわしい内容につきましては、店頭およびホームページにより開示しております。

とねしんの考え方

リスク管理態勢について

金融の自由化・国際化の進展、金融技術の発展等により、金融機関を取り巻くリスクは、一段と複雑化、多様化しており、金融機関経営においてリスク管理の重要性が飛躍的に高まっています。

このような金融環境のもと、当金庫は適切な業務を遂行するため、各種リスク管理方針・規程等を制定し、リスク管理態勢の整備を進めるとともに、リスク管理委員会及びリスク管理統括部を設置し、より多様なリスクの正確な把握、適切な管理・運営に積極的に取り組んでおります。

1. 統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、金融機関が直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスク（与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等）も含めて、それぞれのリスク・カテゴリー毎（信用・市場・流動性・オペレーションリスク）のリスクを総体的に捉え、自己資本と比較対照して管理することをいいます。

当金庫では、金融機関業務の健全性及び適切性を確保するため「統合的リスク管理規程」等を整備し、経営陣が率先して、金庫全体のリスク管理態勢の整備・確立に向け努力しております。また、各リスク毎に適正な管理を行うため、理事長を委員長とした「リスク管理委員会」を置き、各リスクの主管部署の牽制機能及び情報の一元管理のため「リスク管理統括部」を設置、金庫のリスク管理態勢が機能するよう努めています。

2. 信用リスク管理

信用リスクとは、お取引先の倒産や経営の悪化により、貸出金などの利息や元本の回収が困難となり損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、貸出資産の健全性を維持・確保していくため、「信用リスク管理規程」等を整備し、審査管理部門を審査部、企業再生及び経営相談業務を経営相談室、債権管理部門を管理部とし、個々の案件ごとに財務内容、事業計画の妥当性などを総合的に検討し、地域経済の健全な発展と安定に貢献する事を前提に、厳正な貸出審査及び適正な管理に努めています。

3. 市場リスク管理

市場リスクとは、金利・為替・株価等が変動することにより、保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクと、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、市場リスクに対応するため、「市場リスク管理規程」等を整備し、フロント・バック部門を総務部、ミドル部門をリスク管理統括部として、金利や為替などの変動があっても、安定的な収益を確保できるようリスクに対するリターン分析、金利・運用期間の分散等を行い、リスクをコントロールしつつ収益を確保していくための資産配分に努めています。

4. 流動性リスク管理

流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引ができなくなったり、通常より著しく不利な価格で取引を余儀なくされることにより損失を被る「市場流動性リスク」と、金融機関の財務内容の悪化等により必要な資金確保が困難となり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る「資金繰りリスク」からなります。

当金庫では「流動性リスク管理規程」等を整備し、総務部を主管部署として、流動性リスクに関する情報の収集・分析を行い、日々の資金繰りに問題が生じることのないよう万全を期しております。

5. オペレーションリスク管理

オペレーションリスクとは、下記に掲げる「事務リスク」「システムリスク」「風評リスク」「法務リスク」「人的リスク」「有形資産リスク」等を総称したリスクをいいます。

●事務リスク管理

事務上のミスや不正により損失を被るリスクです。

当金庫では、「事務リスク管理規程」等を整備し、主管部署を事務部として、事務処理に係るリスクを適正に把握し、適切なリスク管理に努めています。

また監査部門により、本部・営業店に対して内部監査を定期的に実施し、規程・要領等の遵守状況をチェックするとともに、事故を未然に防止するための管理態勢が確実に機能しているか否かを厳正に監査し、事務の正確性維持及び事故防止を図っております。

●システムリスク管理

コンピューターシステムの障害・誤作動およびシステムの不備・不正利用等により損失を被るリスクです。

当金庫では、「システムリスク管理規程」等を整備し、事務部が主管部署となりシステムの開発、運営及び利用にあたり適切な管理を行うことにより、システムの安全性、信頼性を維持し、情報資産の保護に努めています。

●風評リスク管理

事実の有無にかかわらず、世間一般で当金庫の信用に悪影響をおぼす評判が広まることにより損失を被るリスクです。

当金庫では、風評リスクが金庫に与える影響は多大なものと位置付け、リスク管理統括部を主管部署として、日々情報を収集・分析し、風評リスクの管理を行っております。

●法務リスク管理

当金庫または役職員が各種法令・金庫内規程等に抵触または、抵触する恐れのある行為を行うことにより、当金庫の信用の失墜を招き、当金庫が損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、「法令等遵守規程」等を整備し、コンプライアンス統括部が主管部署となり、情報等を一元的に管理するとともに、規程・要領等の改廃、新商品の発売、新規業務への取り組みを行う場合は、コンプライアンス委員会で審議するなど厳格な管理を行ってあります。

●人的リスク管理

人材の流出・喪失や士気の低下及び役職員のコンプライアンスに反する行為により損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、各種人事関係の規程等を整備し、総務部が主管部署となり「秀れた人材」の育成を目指し、役職員の人権を尊重し、厳正・公正を基本に職場環境の整備に努めています。

●有形資産リスク管理

災害や資産管理の瑕疵及び職務環境等の質の低下により当金庫の有形資産（土地・建物・機械設備等）が損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、総務部が主管部署となり、有形資産を適正に管理・利用するよう厳格に管理するとともに、「災害時等の緊急時対応計画」を整備し、災害時等の緊急時に金庫全体で対応できるよう努めています。

6. 相談・苦情等への対応について

当金庫では、“地域の最良のパートナーとして常に地域と共に歩む”を経営理念としています。そのため、「顧客サポート等管理規程」等を整備し、お客さまの相談・苦情等に誠実・公平に対処し、迅速に解決できるよう努めています。また、コンプライアンス統括部を主管部署として、情報を一元的に管理し、“お客さまの声”を糧として金庫の質的向上に努め、お客さまにより一層満足いただけるよう日々努力しております。



“お客さまの声”（相談・苦情等）については
利根郡信用金庫
コンプライアンス統括部まで
電話 0278(23)4511(代)

お客さまの大切な資産をお守りする態勢について

～金融犯罪対策への取り組み～

“とねしん”では、盗難や偽造キャッシュカードを使用した不正取引などからお客さまの大切な資産をお守りする為に次のような様々な取り組みをしています。

- ① お客さまのキャッシュカードによる1日あたりの引き出し限度額を50万円に引き下げ
- ② ATMの操作による暗証番号変更サービス（平成17年10月より、類推されやすい暗証番号の登録拒絶機能の追加）
- ③ 後方確認ミラー、つい立てなどを全ATMに設置
- ④ 平成18年1月よりカードの盗難・紛失等に係る緊急連絡先「カード盗難センター」を設置

カード、通帳、印鑑紛失、盗難等については
「利根郡信用金庫カード盗難センター」 電話 0278(23)0740



騙されないために

留守番電話を利用

- 常時、留守電状態にしておく
相手が確認できたら電話に出るようにする
- 応答メッセージを変える
「ご用の方は名前と用件を。身内は合言葉を。
確認できなければ出ません」など

合言葉を決める

あらかじめ身内にしか分からない“合言葉”を決めておくのも有効。ご家族で相談してみてください。

趣味 旅行先 好きな物

“慢心”しない

「自分は大丈夫」と思っていないのか?
手口を知っているだけでは安心できません。
あらかじめ“風邪”等の理由で、息子さんや
お孫さんの声だと思い込んでしまうと、なかなか払拭できないものです。

振り込め詐欺の被害に気付いたら

急いで警察と金融機関へご連絡ください。

口座を利用した振り込め詐欺であれば、振り込め詐欺救済法が適用されます。
振込先の口座残高を上限に、被害額に応じ返金（分配金）を受けることができます（要申請）。

不審な電話がかかってきたら…

- ①あわてない。
動搖しない。

あせらず大きく深呼吸



- ②すぐに振り込まない！
まずは振り込む前に家族に相談！

本当の話かどうか必ず確認

- ③少しでも変だと思ったら！
事実確認ができない場合は！

最寄りの警察に連絡



困りごと、悩みごと、警察への相談は
「# 9110」番（全国共通）

最寄りの警察署電話番号

- | |
|--------------------|
| 沼田警察署 0278-22-0110 |
| 渡川警察署 0279-23-0110 |
| 前橋警察署 027-252-0110 |

緊急の場合は

「110」番通報

平成 26 年度 新入職員のご紹介

本店営業部 掛川 純弥



「感謝と思いやりを大切に」

本店営業部 小野 輝美



「地域のために頑張ります」

北支店 片桐 風香



「ひとつひとつの
繋がりを大切に！」

中町支店 星野 博計



「お客様の「ありがとう」の声が
心の支えです」

中町支店 杉澤 遥



「日々の努力を成長へつなげる」

前橋支店 萩原 菜々



「笑顔を大切に」

新治支店 小野 安里沙



「日々成長で地域に貢献！」

昭和支店 松井 拓也



「地域のために！未来のために！」

渋川支店 加邊 翔太

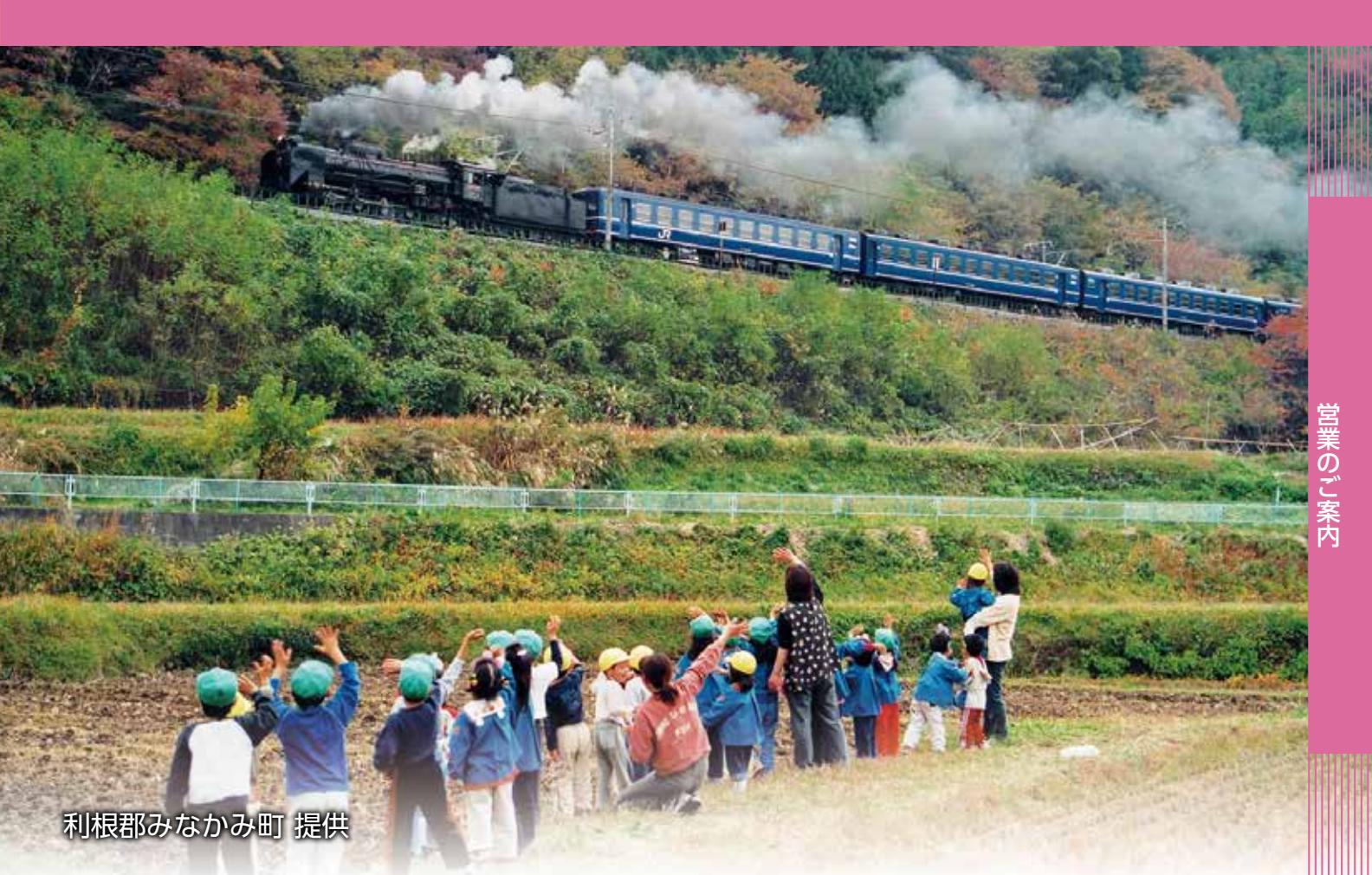


「お客様の笑顔を一番に」

子持支店 松井 渉



「地域の笑顔をとねしんから」



利根郡みなかみ町 提供

営業のご案内



利根郡片品村 提供

営業のご案内

利根郡信用金庫では地域の皆さんにご満足いただけるような商品・サービスをご提供できるよう日々努めてまいります。

1. 預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、納税準備預金等

2. 融資業務

手形貸付、証書貸付、当座貸越、手形・電子記録債権割引等

3. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式等に投資

4. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等

5. 外国為替業務

信金中央金庫への取り次ぎ業務

6. 附帯業務

代理業務、保護預り及び貸金庫業務、債務の保証、公共債の引受け、国債等公共債及び証券投資信託の窓口販売、保険商品の窓口販売、電子記録債権業務、その他業務

◆預金業務

商品名	内容・特色	お預入れ金額	お預入れ期間
当座預金	安全で便利な小切手、手形をご利用いただけます。預金保険制度の全額付保対象預金です。	1円以上	出し入れ自由
普通預金	ご自由にお出し入れができる、給与や年金の受け取り、公共料金、税金等の自動支払いなど便利にご利用いただけます。	1円以上	出し入れ自由
決済用預金	ご自由にお出し入れができる、給与や年金の受け取り、公共料金、税金等の自動支払いなど便利にご利用いただけます。預金保険制度の全額付保対象預金です。	1円以上	出し入れ自由
総合口座	普通預金と定期預金を1冊の通帳にセット。自動融資で定期預金の90%以内、最高300万円までご利用いただけます。	普通預金 1円以上 定期預金 1万円以上	普通預金 出し入れ自由 定期預金 1ヵ月～5年
貯蓄預金	残高に応じて普通預金より有利な金利でご利用いただけます。	1円以上	出し入れ自由
通知預金	まとまった資金の短期間の運用に適しています。お引出しの2日前までに通知が必要です。	1万円以上	据置期間7日以上
納税準備預金	納税資金を計画的に準備していただく預金です。お利息に税金はかかりません。	1円以上	預入は自由 払戻は納税時
スーパー定期	お預入れ金額によりスーパー定期・スーパー定期300がございます。個人の方は複利型がご利用いただけます。	100円以上	1ヵ月～5年
大口定期預金	1,000万円以上の大口資金の運用に適した、定期預金です。	1,000万円以上	1ヵ月～5年
期日指定定期預金	1年複利の有利な定期預金。1年経過すれば1ヵ月前に満期日を指定できます。個人の方のみご利用いただけます。	100円以上 300万円未満	最長3年 据置期間1年
変動金利定期預金	預入期間中に6ヵ月毎のサイクルで金利が見直される変動金利の定期預金です。個人の方は複利型がご利用いただけます。	100円以上	1年～3年
利息分割受取型定期預金	スーパー定期または大口定期預金で、満期を待たずにお利息が定期的に受け取りできます。	100円以上	1年～5年
年金定期預金(寿)	年金振込を指定されている方に、スーパー定期1年ものの店頭表示金利より更に0.3%上乗せした大変お得なお取扱期間限定の定期預金です。	100円以上 100万円以内	1年
新型福祉定期預金(のぞみ)	福祉年金などの受給者で当金庫に振込されている方に、スーパー定期1年ものの店頭表示金利より更に0.3%上乗せした大変お得なお取扱期間限定の定期預金です。	100円以上 350万円以内	1年
スーパー積金	事業拡張資金、住宅の新築・増改築資金、結婚資金などを計画的に楽しみながら、目標に向かって毎月一定額を積み立てる預金です。	5,000円以上	1年～5年
財形年金預金	ゆとりある老後のための計画的な預金です。満60歳になると年金としてお受け取りできます。財形住宅預金と合計で550万円までお利息が非課税となります。	1,000円以上	5年以上
財形住宅預金	夢のあるマイホーム取得資金を貯めることを目的とした預金です。財形年金預金と合計で550万円までお利息が非課税となります。	1,000円以上	5年以上
一般財形預金	貯蓄の目的は自由です。	1,000円以上	3年以上

商品ご利用にあたっての留意事項

- 上記預金商品は全て預金保険制度の付保対象預金です。
- ご預金の種類により金利が異なります。金利は店頭に表示しておりますのでご確認下さい。
- 口座開設や10万円を超える現金でのお振込、また200万円を超える現金取引などのお取引の際には、お客様ご本人の確認をさせていただくため、所定の公的証明書が必要となります。この公的証明書がない場合には、お取引ができないことがありますので、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

◆融資業務【個人向けローン】

商品名	内容・特色	ご融資限度額	ご融資期間
住宅ローン	住宅の新築、増改築、マンションの購入など長期のライフプランに合わせてご利用いただけます。お客さまの万が一に備えた「がん保障特約」「三大疾病保障特約」付きの住宅ローンもご用意しております。	8,000万円以内	35年以内
フラット35	全期間固定金利（最長35年）なので返済計画が立てやすく、お借入時にご返済額が確定しますので、将来にわたって計画的な返済が可能です。	8,000万円以内	35年以内
セレクト	住宅ローンの借換、増改築資金など、お住まいに関する用途にご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内
カーライフプラン	マイカー購入、免許取得、車検・修理費用、パーツの購入など、幅広くご利用いただけます。	500万円以内	10年以内
教育プラン	高校、短大、大学、大学院、高等専門学校、専修学校等の入学金、授業料等にご利用いただけます。	500万円以内	当座貸越型 4年6ヶ月以内 証書貸付型 10年以内
お直し上手	住宅の増改築、キッチン・トイレ・浴室の改装、ガレージの設置等にご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内
無担保住宅ローン	不動産購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム（増改築・修繕）資金等にご利用いただけます。	1,000万円以内	20年以内
個人ローン	旅行、電化製品購入など、健康で文化的な日常生活に必要な資金なら、お使いみちは自由です。	500万円以内	10年以内
重粒子線治療応援プラン	群馬大学で先進がん治療（重粒子線治療）を受ける方やご家族の方にご利用いただけます。	314万円以内	10年以内
子育て応援プラン	小学校入学前のお子様を養育するご家族の方をサポートします。 育児用品購入、粉ミルク購入、出産費用等にご利用いただけます。	100万円以内	10年以内
福祉プラン	介護用機器の購入・設置費用、老人ホーム入居一時金等にご利用いただけます。	500万円以内	10年以内
リピートプラン	自動車関連資金、教育関連資金、リフォーム関連資金にご利用いただけます。 また、保証料が優遇されます。	500万円以内 1,000万円以内 1,000万円以内	自動車関連 10年以内 教育関連 10年以内 お直し上手 15年以内 無担保住宅ローン 20年以内
カードローン	お使い道が自由で、カードを使って簡単にご利用いただけます。不意の出費のときもご安心です。	10万円～300万円	3年 (自動更新)
とねしんきゅつする500	お使い道が自由で、カードを使って簡単にご利用いただけます。インターネットからでも仮審査申込みできます。	10万円～500万円	3年 (自動更新)
とねしんシルバーきゅつする	お使い道が自由で、カードを使って簡単にご利用いただけます。 (契約時年齢が60歳以上69歳以下の方)	50万円	3年 (自動更新)
ミニアライフローン	リフォーム（増改築・修繕）資金、自動車の購入資金、旅行費用のほか、健康で文化的な生活を営むために必要な資金にご利用いただけます。	100万円以内	10年以内
タックル	手続き簡単・スピード回答の商品です。個人および個人事業主の方にご利用いただけます。	300万円以内	7年以内

◆【事業者向けローン】

商品名	内容・特色	ご融資限度額	ご融資期間
あきない上手	新事業を創業する方、新事業に進出する方にご利用いただける「創業・新事業支援融資」です。	500万円以内	設備7年以内 運転5年以内
事業者カードローン	法人・個人事業主の方が事業資金にご利用いただけます。 スピードで便利なカードローンです。	原則、無担保 2,000万円以内	1年または2年 (更新可)
ビジネスオートローン	法人・個人事業主の方が業務用車両購入にご利用いただけます。	車両価格以内	5年以内
農機・工機ローン	農業用・工業用機械などのご購入にご利用いただけます。	5万円以上 1,000万円以内	5年以内

商品ご利用にあたっての留意事項

- 金融機関の商品には、変動金利商品のようにお客さまの予想に反して金利が上下する商品や、保証会社を保証とするご融資には融資利息のほかに保証料が必要となる場合がありますので、ご利用に際しては商品内容を窓口または担当者におたずねいただきご確認の上、お客さまの目的に適した商品をお選び下さい。
- ローンのお申込みについては、ご利用残高などに注意して、ご返済に無理のないよう計画的なご利用をお勧めいたします。また、審査の結果お客さまのご希望にそえない場合があります。

◆内国為替業務

内 国 為 替	送金・振込	当金庫の本支店はもちろん、全国の信用金庫、銀行、信用組合、農協などの金融機関へスピードにて確実にご送金・お振込ができます。電信扱いと文書扱いがあります。
	代金取立	手形・小切手などをお取立てして、ご指定の預金口座にご入金いたします。

◆その他の業務・各種サービス

キャッシュサービス	カード1枚でご預金のお引出し、お預入れができるたいへん便利です。「とねしん」の本支店のほか、全国の提携金融機関をご利用いただけます。
デビットカードサービス	デビットカード加盟店で、端末にキャッシュカードを通し、暗証番号を入力するだけで、お買い物やご飲食のご利用代金等をお客さまの口座から即時に決済できます。
年金自動受取サービス	国民年金、厚生年金、共済年金、労災年金、恩給等その他の年金がお受取日に自動的にご指定の預金口座へ振込まれます。
給与振込サービス	毎月の給与やボーナスが自動的にご指定の預金口座に振込まれます。
自動支払サービス	電気、電話、ガス、水道、NHKなどの公共料金、保険料、税金などを自動的にご指定の預金口座からお支払いいたします。
為替自動振込サービス	家賃、月謝、仕送りなどをご指定日に自動的にご指定の預金口座へお振込みいたします。なお、振込手数料は一般のお振込みよりお得になっております。
スイングサービス	普通預金と貯蓄預金の間で自動的な振替がご利用いただけます。
ファームバンキング ホームバンキング	オフィスや家庭に居ながら専用端末機を利用して、取引照会や振込・振替が簡単にでき、たいへん便利です。なお、振込手数料は一般のお振込みよりお得になっております。
インターネッ トバンキン グ	お手持ちのパソコンから、取引照会や振込・振替が簡単にでき、たいへん便利です。なお、振込手数料は一般のお振込みよりお得になっております。
アンサーサービス	お客様の口座のお取引内容を、電話またはファクシミリでご連絡し、ご確認いただける便利なサービスです。
ファクシミリ振込サービス	お手持ちのファクシミリで、オフィスや家庭に居ながら簡単に振込・総合振込・給与振込などがご利用いただけます。
テレホンバンキング	残高照会、入出金明細照会や振込の手続きが、電話一本でどこからでもご利用いただけます。お忙しい方や外出の少ない方には、とても便利なサービスです。個人の方のみご利用いただけます。
モバイルバンキング	お手持ちのNTTドコモのiモード携帯電話から残高照会、入出金明細照会、振込、振替などがご利用いただけます。個人の方のみご利用いただけます。
A T M 振込サービス	各店舗設置のATMにより全国の金融機関へお振込みができます。振込カードのご利用により、同じ振込先へ繰り返しご利用いただけます。
ネット口座振替 受付サービス	お手持ちの携帯電話またはパソコンから預金口座振替の手続きができ、たいへん便利です。なお、個人向けインターネットバンキングの契約がない方でもご利用いただけます。
携帯電子マネー チャージサービス	お手持ちの携帯電話からオンラインでお客さまの口座から出金して、電子マネーをチャージ（入金）することができます、たいへん便利です。なお、個人向けインターネットバンキングの契約がない方でもご利用いただけます。
でんさいサービス (電子記録債権サービス)	お手持ちのパソコン等を通じて、電子記録債権を記録・管理する電子債権記録機関の記録原簿へ電子記録することで、安全・簡易・迅速に、支払いや譲渡等を行うことができます。
しんきん健康サポートプラン	健康・医療・介護・栄養などについての電話相談サービスです。「とねしん」で年金をお受取りのお客さまおよびご家族の方がご利用いただけます。
クレジットカード	「しんきんVISAカード」「しんきんJCBカード」「セゾン・アメリカン・エキスプレス・カード」などの各種クレジットカードの加入申込やキャッシングがご利用いただけます。また、加盟店のお申込みもお取り扱いしております。
純金積立	毎月一定の金購入金額（毎月3,000円以上1,000円単位）を決めて、その金額を月中の営業日数で割った金額で毎日少しづつ金を購入することにより、金を積み立てていく商品です。
貸金庫	預金証書、権利証、有価証券、貴金属などの大切な財産を安全・確実に保管します。
夜間預金金庫	当金庫の営業時間終了後、売上金などをご投入いただき、翌営業日にご指定の預金口座にご入金いたします。
外国通貨両替	米ドルのほか、主要外国通貨の両替をお取り扱いしております。
外貨宅配サービス	三井住友銀行との提携により、米ドルやユーロなど32種類の外貨の品揃えで、便利な宅配サービスをご利用いただけます。
株式・出資金払込	会社設立のための株式（出資金）払込金や増資のお取り扱いをしております。
日本銀行歳入代理店	日本銀行歳入代理店として国税その他の収納金の収納業務をお取り扱いしております。
群馬県収納代理金融機関	群馬県および各指定市町村の税金その他の収納金の収納業務をお取り扱いしております。
スポーツ振興くじ当選金 払い戻し(toto)	スポーツ振興くじ当選金の払戻業務をお取り扱いしております。（※本店のみお取り扱いしております。）

◆投資信託・公共債窓口販売業務

投資信託	多様化する資金ニーズにお応えできますよう各種商品をお取り扱いしております。
公共債	長期利付国債、中期利付国債、割引国債、個人向け国債、ぐんま県民債などの窓口販売をお取り扱いしております。

◆保険窓口販売業務

「定額個人年金保険」「医療保険」「がん保険」「学資保険」「終身保険」そして「傷害保険」「長期火災保険」と様々な商品をお取扱いしております。詳しくはお近くの「とねしん」までお問合せください。

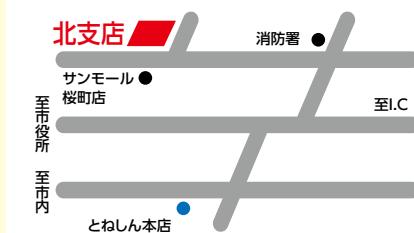
◆相談業務

● 【ゆうゆう休日相談】

とねしん北支店では地域金融機関として、地域への貢献度を高めると共に、お客様のニーズに積極的にお応えするため、毎週日曜日に休日相談を実施しております。

住宅ローンのご相談・お申込みをはじめ、各種ローンのご相談・お申込みご利用いただけます。また、年金や税務のご相談も承っております。皆様のご来店を心よりお待ちしております。

**北支店 / 沼田市高橋場町2040-1
TEL / 0278-22-5656
日時 / 毎週日曜日 午前10:00~午後4:00**



【相談項目・担当者】

- 住宅・・・・・・・毎週日曜日 (当金庫職員)
- 消費者ローン・・・毎週日曜日 (当金庫職員)
- 年金・・・・・・・毎週日曜日 (当金庫年金担当者)
- 税務・・・・・・・毎年2月・3月の第二日曜日 (顧問税理士)

● 【年金相談】

◎年金窓口相談

とねしんでは全店の窓口で、年金制度のしくみ・見込額・受給手続きの方法など、年金に関する様々なご相談を承っております。

◎年金相談会

全営業店で定期的に「年金相談会」を開催しております。年金制度のしくみのご説明、受給資格の調査、ご請求手続きなど、お客様お一人おひとりにあったお手伝いをさせていただいております。



● 【税務相談】

とねしん本店では、ご依頼をいただいたお客様を対象に税務相談を行っています。
税務に関する様々なご相談を顧問税理士が承っております。
※ご利用の際は、事前に予約が必要となります。



主な手数料一覧

1. 為替手数料

平成 26 年 4 月 1 日現在

種 目	取 扱	同一店舗宛	本支店宛	他金融機関宛
振込手数料	電 信 扱	3万円未満	216円	324円
		3万円以上	432円	540円
	文 書 扱	3万円未満	216円	324円
		3万円以上	432円	540円
為替自動振込	3万円未満	無料	216円	540円
	3万円以上	無料	324円	648円
送金手数料	電 信 扱		432円	864円
	普 通 扱		432円	648円
代金取扱手数料	至 急 扱			1,080円
	普 通 扱			864円
	同一手形交換所内 (小切手を除く)	216円		216円
組戻手数料（送金・振込・取扱手形）			一律864円	
不渡手形返却料			(注) 864円超の実費を要する場合は、その実費とする。	
取扱手形店頭呈示料				

(注) 一覧表にある為替手数料は、すべて1件または1通につきの金額です。

(注) 振込手数料同一店舗宛は、本人宛および給与振込みを除きます。

2. フーム・ホーム・テレホン・インターネット・モバイルバンキング、ファクシミリ・ATM振込手数料

種 目	取 扱	同一店舗宛	本支店宛	他金融機関宛
振込手数料	3万円未満(1件につき)	無料	108円	432円
	3万円以上(1件につき)	無料	324円	648円
ATM振込 (キャッシュカード扱い)	3万円未満(1件につき)	無料	108円	324円
	3万円以上(1件につき)	無料	216円	540円
インターネットバンキング	個人	3万円未満(1件につき)	無料	108円
		3万円以上(1件につき)	無料	216円
	法人	3万円未満(1件につき)	無料	108円
		3万円以上(1件につき)	無料	324円
基本利用料	ファーム・ホームバンキング		月額 1,080円	
	ファクシミリ振込		月額 108円	
	法人向けインターネットバンキング		月額 1,080円	
	個人向けインターネットバンキング		10,800円	
パスワード生成機再発行手数料	個人向けインターネットバンキング		10,800円	

(注) インターネットバンキングの給与振込の手数料は本支店宛および他金融機関宛も含めて無料です。

3. でんさいサービス手数料

取引の種類	手数料1件あたり
基本利用料	無料
発生記録	当金庫宛
	他行宛
譲渡記録	当金庫宛
	他行宛
譲渡記録のうち割引によるもの(当金庫宛のみ)	162円
分割譲渡記録	当金庫宛
	他行宛
分割譲渡記録のうち割引によるもの(当金庫宛のみ)	324円
保証記録	324円
変更記録(オンライン扱い)※1	324円
支払等記録(口座間送金決済以外)※2	324円
でんさい入金手数料(取扱手数料)※3	216円
口座間送金決済中止手数料(強制執行等の場合を除く)	648円
支払不能情報照会(利用者、元利用者からの照会)	3,240円
開示手数料	通常開示(PCにて)
	通常開示(書面にて)
	特例開示(書面にて)
残高証明書発行手数料	4,320円

※1 発生させた「でんさい」の利害関係者が債務者と債権者のみの場合、オンラインで変更可能です。
利害関係者が3名以上いる場合は、書面での変更が必要となり、別途手数料がかかります。

※2 「でんさい」の支払期日前や期日経過後に決済した情報を記録する手数料です。支払期日に口座間送金決済で決済された場合は手数料はかかりません。

※3 「でんさい」の支払期日に受取人が負担する手数料です。

4. ATM・CD利用手数料（お引き出し・当金庫のATM・CDをご利用の場合）

曜日	時間帯	当金庫カード	当金庫以外の信用金庫カード	他金融機関のカード	郵便貯金のカード
平 日	8:30～8:45	無料	108円	216円	216円
	8:45～18:00	無料	無料	108円	108円
	18:00～21:00	無料	108円	216円	216円
土 曜 日	8:30～14:00	無料	無料	108円	108円
	14:00～19:00	無料	108円	216円	216円
日 曜・祝祭日	8:30～19:00	108円	108円	216円	216円

(注) 1. ATMの入金手数料は、原則としてお引き出しと同様となります。(ただし、当金庫通帳・カードによる入金は日曜・祝祭日も無料です。)

2. ご利用時間および平日以外のご利用は、店舗により異なります。

5. その他手数料

種目			金額
小切手	(1冊50枚綴)		648円
約束手形	(1冊50枚綴)		864円
マル専手形	(1枚)		540円
為替手形	(2冊セット販売・1冊25枚綴)		864円
マル専当座取扱手数料	(割賦販売通知書1枚につき)		3,240円
自己宛小切手発行手数料			540円
再発行手数料	預積金通帳・証書 キャッシュカード ローンカード	(全預積金共通・盗難・罹災による再発行は無料) (パスワード失念・盗難・罹災による再発行は無料) (長期間の使用による劣化、利用頻度が高く破損しそうなカード等を回収条件とし無料)	1,080円 1,080円
不動産担保事務取扱手数料 (取扱1件につき)	新規設定・極度増額及びこれに準ずるもの 極度増額を伴わない追加設定 自己居住用不動産購入に係わる担保設定 不動産・建設業者の商品物件担保一部抹消 (根) 抵当権の商品物件以外の一部抹消		43,200円 21,600円 21,600円 10,800円 5,400円
証明書発行手数料 (自動発行を含む)	融資証明書(農業委員会提出の承諾書を含む) 融資利息証明書 残高証明書(注)1証明で2葉となる場合は1通、2部発行依頼の場合は2通。 残高証明書(お客様指定の用紙) 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書		10,800円 540円 540円 1,080円 540円
融資用紙代	信用金庫取引約定書(1件) 約束手形(手形貸付)(1件) 金銭消費貸借(契約)証書(1件) (根) 抵当権設定契約証書		540円 540円 540円 540円
割引手形調査手数料	企業信用調査機関による照会の場合(1件・利用料を含む) 上記以外の場合(1件・通信費を含む)		1,620円 324円
火災保険質権設定手数料	(1件)		1,080円
条件変更手数料	証書貸付条件変更(期限延長・元金変更・返済据置・金利引き下げ等各1件)		5,400円
固定金利特約手数料	(貸付実行時は無料)		5,400円
繰り上げ返済手数料	全部繰上返済・一部繰上返済とも一律		5,400円
貸金庫手数料	固定金利特約期間中 (消費者ローンを除く)	全額 一部	32,400円 21,600円
	貸金庫	小型(1年間分) 中型(〃) 大型(〃)	5,400円 10,800円 16,200円
	全自动貸金庫	小型(1年間分) 中型(〃) 大型(〃)	16,200円 19,440円 22,680円
	専用入金袋	当座預金(1冊100枚綴) 普通預金(1冊100枚綴)	5,400円 5,400円
	専用入金帳		5,400円
	外扉(投入口)鍵	(1個追加/年額) 使用料とともに徴収	3,240円
夜間預金金庫	専用入金袋(1個追加/年額) 使用料とともに徴収		3,240円
株式・出資払込金取扱手数料 (取扱金額に応じて)	300万円未満 300万円以上5,000万円未満 5,000万円以上1億円未満 1億円以上		1,000分の2.5 1,000分の1.5 1,000分の1.0
国債保護預かり手数料	(1年間分)		1,296円
順・逆スイング			54円
両替手数料 (普通預金等からの払い戻しで両替に準ずるものと含む)	持込枚数または受取枚数 のいづれか多い枚数	1～100枚 101～1,000枚 1,001～2,000枚 2,001枚以上	無料 324円 648円 648円に、2,000枚を超える分 1～1,000枚毎に324円を加算した金額
両替機両替手数料		1～100枚 101～300枚 301～500枚 501～1,000枚 1,001～1,300枚	無料 100円 200円 300円 400円
個人情報開示等請求手数料	基本的項目(12項目):氏名(カナ氏名も含む)、住所、生年月日、電話番号、勤務先情報、所得額、家族情報、口座番号、取引履歴、預金残高、借入残高、電子メールアドレス その他項目		324円 1,080円

「とねしんキッズクラブ」を発足しました!!

「とねしん」では、地域の若い世代の皆様へ子育て応援の気持ちを込めて、スポーツや各種イベントを通じて幼児・児童の健全な育成に貢献することを主旨としました、「とねしんキッズクラブ」を平成26年4月より発足致しました。

会員対象者は0歳から12歳（小学校6年生）までの「アンパンマン通帳」を開設している方となります（年会費等はございません）。また、主なイベント活動の内容については、下記のとおりとなります。

まだ、「アンパンマン通帳」をお持ちでないお客様におかれましては、この機会に是非、「アンパンマン通帳」を開設していただき、「とねしんキッズクラブ」にご加入いただきますようお願い申し上げます。

○主なイベント活動内容（予定）

- (1) 「親子で工場見学」の実施
夏休み中に県内外の工場見学を検討しています。
- (2) 野球・サッカー等、スポーツ教室の実施
- (3) アンパンマンイベントの実施

※イベント実施の際には、あらためてご案内します。
※その他のイベント等については、現在検討中であります。



沼田商工会議所のキャラクター「小松姫」

戦国時代の沼田城主、真田信之の正室「小松姫」をモデルにしています。



小松姫

小松姫

小松姫（こまつひめ）は、安土桃山時代から江戸時代初期にかけて活躍した女性です。真田信之（信幸）の正室で、父は徳川氏譜代家臣の本多忠勝、母は側室の乙女でした。幼名を稻姫（いなひめ）、または於小亥（おねい）と称し、のちに徳川家康の養女となりました。天正14年（1586年）に真田信之に嫁ぎ、信政、信重、まん（高力忠房室）、まさ（佐久間勝宗室）らを生みました。晩年、病にかかり江戸から草津温泉へ湯治に向かう途中武藏鴻巣で亡くなりましたが、その時夫・信之は「我が家から光が消えた。」と大いに落胆したといわれています。戒名は大蓮院殿英誉皓月大禪定尼、お墓は沼田市正覚寺、鴻巣市勝願寺、上田市芳泉寺に分骨されています。また、長野県長野市松代町松代の大英寺には靈廟があります。

エピソード～留守の城 守りとおした 小松姫～

慶長5年（1600年）の関ヶ原の戦いの際、徳川方に味方することを決めた夫・信之に対し、豊臣方に味方を決めた義父の昌幸が上田城に向かう途中、沼田城に立ち寄り「孫の顔が見たい。」と所望しました。これに対し留守を守る小松姫は戦装束で義父・昌幸の前に現れて「敵味方となった以上、義父といえども城に入れるわけにはいかない。」と申し出を断りました。程なく昌幸が近隣の正覚寺で休息を取っているところへ小松姫は子供を連れて現れ、昌幸の願いを叶えたそうです。これにはさすがの昌幸、信繁（幸村）父子も感心しきりであったといいます。また、関ヶ原の戦いで西軍が敗れ、昌幸、信繁父子が九度山に追放になった後も、食料や日用品を送るなどの配慮を怠りませんでした。

上記のエピソードからも小松姫の筋を通す人柄が伺えますが、夫からの信頼は非常に厚く、良妻賢母の誉れも高いものでした。

とねしんの状況

(資料編)

事業の概況	29
財務諸表	
貸借対照表	30
貸借対照表の注記	31
損益計算書	34
剩余金処分計算書	34
主要な事業の状況	36
業務純益・業務粗利益	36
資金運用勘定・調達勘定の平均残高等	36
受取利息及び支払利息の増減	36
役務取引等収支の内訳	37
その他業務収支の内訳	37
経費の内訳	37
諸比率	37
自己資本の状況	
自己資本の状況	38
バーゼルⅢ第3の柱における 「自己資本の充実の状況について」	39
管理債権等の状況	
リスク管理債権の状況	43
金融再生法開示債権の状況	44
預金業務	
預金科目別残高	45
流動性預金・定期性預金等の平均残高	45
預金者別・会員会員外別残高	45
財形貯蓄残高	45
融資業務	
貸出金科目別残高	46
貸出金科目別平均残高	46
貸出金業種別内訳	46
会員会員外貸出金残高	46
貸出金使途別内訳	47
消費者ローン・住宅ローン残高	47
貸出金担保別内訳	47
代理貸付残高の内訳	47
債務保証残高の内訳	47
債務保証見返の担保別内訳	47
その他業務	
有価証券の種類別残高	48
有価証券の種類別平均残高	48
有価証券の残存期間別残高	48
有価証券の時価情報	48
金銭の信託の時価情報	48

利根郡昭和村 提供

沼田市 提供

事業の概況

1. 事業方針

当金庫は、地域密着に徹した活動を強化継続して、信用金庫の基本理念に則った健全経営を推し進めて行くため、平成24年度より第2次「しんきん『つなぐ力』発揮」3ヶ年計画～地域の課題解決と持続的発展をめざして～をスタートさせ、地域の様々な主体を結び付ける役割（「つなぐ力」）を発揮し、お客様満足度が向上する金融サービスを提供することにより、新たな資金需要を生み出し、地域社会の持続的な発展に貢献することを目指して活動してまいりました。

こうした中で、当金庫の取り組みをさらに充実したものとするためにも、我々は多様化・高度化する顧客ニーズにしっかりと対応し、顧客基盤の維持・拡大に努めてまいりました。

さらに、「協同組織理念」を念頭におきながら、相互扶助の基本に立ち返り、地域社会との“絆”を一段と強め、地域社会から期待され必要とされる金融機関を目指してまいりました。

**これらを実現していくための具体的施策として
以下の3点に取り組みました。**

(1) 課題解決型金融の強化

- ・地域金融機関として、課題解決型金融への取り組み等を通じて、地域活性化や地域の持続的な発展を目指す。
- ・取引先の経営を悪化させないためのコンサルティング機能強化策に重点を置く。

(2) 独自性のさらなる発揮

- ・地域特産の食材を活かして付加価値を付け商品化される取り組み。
- ・地域の歴史をクローズアップさせるための取り組みとして商品開発の確立。

(3) 永続性ある経営の確立

- ・地域のニーズを適切に汲み取り、新たな資金調達を喚起させることができるような人材の育成。
- ・各種リスク管理体制の徹底および法令遵守の徹底。
- ・コスト削減や経営効率の徹底。

2. 経済金融環境

平成25年度のわが国経済は、平成24年末の政権交代以降、「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」の3本の矢を柱とするアベノミクスの推進により、大手企業を中心にして業況の改善が進展し、長引くデフレからの脱却と経済再生への歩みが現実となりつつあります。

一方、地域経済は從来からの少子高齢化、産業の空洞化に伴う中小企業数の減少といった構造的な問題が存在し、これに円安に伴う原材料等の高騰の影響も加わり、未だ景気回復の実感を得るには至っておりません。消費税率の引上げに伴う消費の落込みや収益の悪化等も懸念され、先行きの不透明感は根強いものとなっております。

しかしながら、このような中でも中小企業や消費者のマインドは明るさを取り戻しつつあります。成長戦略や景気の冷え込みを回避する経済対策等によって地域にも景気回復の動きが波及してくることを期待するものです。

金融面では、依然として貸出金利の低下に歯止めがかかる、低調な資金需要の中で厳しい貸出競争が繰り広げられております。今後、農林漁業の6次産業化、医療・介護、さらには中小企業の海外進出、販路拡大等の新成長分野を中心とした資金需要の高まりが期待されますので、地域金融機関として地域の持続的発展に寄与すべく全力を挙げて邁進してまいります。

3. 業績

○預金

厳しい管内経済状況の中、公的年金等の積極的な推進等もあり期末預金残高は247百万円増加の164,835百万円（増加率0.15%）であり、期中平均残高は806百万円増加の167,011百万円（増加率0.48%）となりました。

なお、期末残高のうち流動性預金は1,333百万円増加の55,677百万円（増加率2.45%）、定期性預金は1,086百万円減少の109,157百万円（減少率0.98%）となりました。

○貸出金

営業地域の景気停滞感が続く中で資金需要は少なく、加えて当金庫の主要貸出先である観光関連業種の低迷などにより貸出金増強に苦慮しておりますが、優良事業先等への積極的な新規・肩代りの推進やエネルギー、介護といった成長分野への推進に最大限注力してまいりました。その結果、期末貸出金残高は7,621百万円増加の88,380百万円（増加率9.43%）であり、期中平均残高は1,425百万円増加の84,012百万円（増加率1.72%）となりました。

○収益面

経常収益	3,480百万円	前期比	222百万円増	増加率	6.82%
経常費用	3,160百万円	前期比	332百万円増	増加率	11.77%
経常利益	319百万円	前期比	110百万円減	増加率	△25.67%
当期純利益	305百万円	前期比	113百万円減	増加率	△27.04%

○自己資本比率

当期 9.93% 前期 9.53% 前期比 0.40 ポイント上昇

4. 業界の課題

地域経済の活性化を図るためにには、地域に新たな資金需要を生み出す取り組みを強化していかなければなりません。新しい成長分野への事業進出等を積極的にサポートしていく態勢を整えることが重要であります。「健康・医療・介護（福祉）」「6次産業化した農林漁業」「環境・エネルギー」などの産業・ビジネスがわが国の成長を支えていく新しい分野として脚光を浴びており、こうした分野に注力してまいります。

中小企業に関する各種公的支援制度の活用も地域の活性化のためには重要であります。政府等では、中小企業の経営課題等に対応するために、公的な支援を拡充しており、当金庫としても、これまで同様に円滑な資金供給等に努めることはもとより、中小企業の経営課題を解決するために設けられている各種公的支援制度の活用の提案を行うなど、コンサルティング機能を高めていく所存であります。

役職員一体となって法令等遵守態勢を絶えず見直し、充実していくことにより、経営管理から日常業務に至るまでの適切な業務運営を行なうことを目指してまいります。法令等で求められる態勢整備、不祥事件の未然防止、反社会的勢力の排除等に引き続き取り組むとともに、顧客から寄せられる相談・苦情・要望に対して適切に対応し、顧客の信頼を高めてまいります。

当金庫は中小企業者への経営改善支援活動に注力し、内部管理体制の充実、利用者保護体制の強化に努めることにより、地元の負託に応え地域経済の中枢を担う「とねしん」として邁進していく所存であります。

●貸借対照表（資産の部）

(単位：百万円)

科 目	平成 25 年 3 月末	平成 26 年 3 月末
(資 産 の 部)		
現 金	2,566	2,868
預 け 金	34,828	32,204
買 入 金 錢 債 権	86	62
金 錢 の 信 託	200	300
有 債 証 券	54,695	50,116
国 債	5,097	4,244
地 方 債	7,638	7,589
短 期 社 債	—	—
社 債	26,666	22,307
株 式	519	431
その他の証券	14,773	15,544
貸 出 金	80,758	88,380
割 引 手 形	346	173
手 形 貸 付	4,931	4,062
証 書 貸 付	73,567	82,075
当 座 貸 越	1,913	2,067
そ の 他 資 産	1,011	978
未 決 済 為 替 貸	24	19
信 金 中 金 出 資 金	549	549
前 払 費 用	—	—
未 収 収 益	304	289
未 収 還 付 法 人 税 等	3	6
そ の 他 の 資 産	129	113
有 形 固 定 資 産	1,691	1,668
建 物	447	421
土 地	1,047	1,050
リ ー ス 資 産	42	30
建 設 仮 勘 定	—	—
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	153	166
無 形 固 定 資 産	73	71
ソ フ ト ウ ェ ア	4	2
の れ ん	—	—
リ ー ス 資 産	—	—
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	69	69
縹 延 税 金 資 産	—	—
債 务 保 証 見 返	85	79
貸 倒 引 当 金	△ 2,878	△ 3,202
(うち個別貸倒引当金)	(△ 2,490)	(△ 2,880)
資 産 の 部 合 計	173,119	173,528

●貸借対照表（負債及び純資産の部）

(単位：百万円)

科 目	平成 25 年 3 月末	平成 26 年 3 月末
(負 債 の 部)		
預 金 積 金	164,587	164,835
当 座 預 金	976	805
普 通 預 金	51,922	52,941
貯 蓄 預 金	1,045	999
通 知 預 金	165	239
定 期 預 金	102,276	101,168
定 期 積 金	7,968	7,988
そ の 他 の 預 金	234	691
譲 渡 性 預 金	—	—
借 用 金	—	—
当 座 借 越	—	—
そ の 他 負 債	403	389
未 決 済 為 替 借	45	28
未 払 費 用	55	37
給 付 補 填 備 金	14	8
未 払 法 人 税 等	—	—
前 受 収 益	41	64
払 戻 未 済 金	1	1
職 員 預 り 金	29	33
リ ー ス 債 務	42	30
資 産 除 去 債 務	15	15
そ の 他 の 負 債	158	168
賞 与 引 当 金	24	24
退 職 給 付 引 当 金	253	194
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	94	104
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	17	29
偶 発 損 失 引 当 金	29	34
特 別 法 上 の 引 当 金	—	—
縹 延 税 金 負 債	222	207
債 務 保 証	85	79
負 債 の 部 合 計	165,719	165,898
(純 資 産 の 部)		
出 資 金	516	516
普 通 出 資 金	516	516
優 先 出 資 金	—	—
利 益 剰 余 金	6,066	6,356
利 益 準 備 金	523	523
そ の 他 利 益 剰 余 金	5,542	5,833
特 別 積 立 金	4,464	4,467
(うち目的積立金)	(14)	(17)
当 期 末 剰 分 剰 余 金 (又は当期末処理損失金)	1,078	1,365
処 分 未 済 持 分	△ 0	△ 0
会 員 勘 定 合 計	6,582	6,872
そ の 他 有 債 証 券 評 價 差 額 金	817	756
評 價 ・ 換 算 差 額 金 等 合 計	817	756
純 資 産 の 部 合 計	7,400	7,629
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	173,119	173,528

(注) 貸借対照表の注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。
4. また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物：7年～47年
その他：3年～20年
5. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
7. 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
9. すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定室（営業関連部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部（資産監査部署）が査定結果を監査しております。
10. なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,188百万円であります。
11. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
12. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法（直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。
13. また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
14. なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
 ①制度全体の積立状況に関する事項（平成25年3月31日現在）

年金資産の額	1,476,279百万円
年金財政計算上の給付債務の額	1,698,432百万円
差引額	△ 222,153百万円

 ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（平成25年3月分）

0.1793%

 ③補足説明
 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高225,441百万円及び別途積立金3,288百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間16年10ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金36百万円を費用処理しております。
15. なお、特別掛金の額は、予め定められた掛け率を掛け出し時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
16. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
17. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
18. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備え

るため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

19. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
20. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 77百万円
21. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務はありません。
22. 有形固定資産の減価償却累計額2,688百万円
23. 貸出金のうち、破綻先債権額は143百万円、延滞債権額は9,637百万円であります。
24. なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
25. また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
26. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は25百万円であります。
27. なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
28. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権は99百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
29. 破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権の合計額は9,906百万円であります。
30. なお、17. から20. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
31. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は173百万円であります。
32. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
預け金 3百万円
有価証券 96百万円
担保資産に対応する債務
預金 54百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保として、預け金2,025百万円を差し入れております。
33. 出資1口当たりの純資産額 7,394円9銭
34. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
 - (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流动性リスクに晒されております。
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
 - (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ①信用リスクの管理
当金庫は、融資事務取扱規程等及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的にリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行なうことで管理しております。
 - ②市場リスクの管理
 - (i) 金利リスクの管理
当金庫は、リスク管理委員会において市場リスク（金利リスク・為替リスク・価格変動リスク）を管理しております。
市場リスク管理規程及び方針において、リスク管理办法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において決定された方針に基づき、必要に応じ理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的にはコンプライアンス統括部兼リスク管理統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでリスク管理委員会に報告しております。

- (ii) 為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

- (iii) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。

このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総務部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

- (iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「預金積金」、「貸出金」、「預け金」、「有価証券」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間120日、信頼区间99%、観測期間1年）により算出しており、平成26年3月31日現在で当金庫の市場リスク量は、全体で2,499百万円であります。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の算定方法については（注1）参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。
(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金（*1）	32,204	32,072	△132
(2) 有価証券 満期保有目的の債券	15,542	15,980	437
その他有価証券	34,557	34,557	—
(3) 貸出金（*1） 貸倒引当金（*2）	88,380 △3,202	85,177	93,404
			8,226
金融資産 計	167,482	176,014	8,531
(1) 預金積金（*1）	164,835	164,771	△63
金融負債 計	164,835	164,771	△63

(*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、取引金融機関から提示された価格、または市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によってあります。

また、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については、26. から28. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）
② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしてあります。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いてあります。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式（*1）（*2）	17
合 計	17

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当事業年度において、非上場株式について2百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金（*1） 有価証券 満期保有目的の債券	14,504 699 3,493	4,200 2,767 11,383	2,000 600 15,551	11,500 11,475 1,839
その他有価証券のうち満期があるもの				
貸出金（*2）	20,893	23,550	15,988	19,573
合 計	39,591	41,900	34,139	44,388

(*1) 預け金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金（*）	148,928	13,992	131	309

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めています。

26. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	2,112	2,200	87
	その他	7,449	8,071	622
小計	9,561	10,272	710	
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	1,000	973	△26
	その他	4,980	4,735	△245
小計	5,980	5,708	△272	
合 計	15,542	15,980	437	

その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	401	258	143
	債券	27,797	26,971	825
	国債	4,144	4,043	100
	地方債	7,489	7,259	230
	短期社債	—	—	—
	社債	16,162	15,668	494
	その他	2,019	1,874	145
	小計	30,218	29,104	1,114
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	12	13	△ 1
	債券	3,231	3,249	△ 18
	国債	99	100	△ 0
	地方債	99	99	△ 0
	短期社債	—	—	—
	社債	3,032	3,049	△ 17
	その他	1,094	1,144	△ 49
	小計	4,338	4,407	△ 69
合計		34,557	33,511	1,045

27. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	132	54	—
債券	5,799	28	5
その他	1	0	—
合計	5,933	83	5

28. 減損処理を行った有価証券

売買目的の有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、2百万円（うち、株式2百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて50%以上下落したことのほか、30%以上50%未満下落した銘柄については、過去の価格動向や業績推移等を考慮しています。

29. 満期保有目的の金銭の信託 (単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	300	300	—	—	—

(注) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,119百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが、1,673百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時ににおいて必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	2,403 百万円
減価償却費損金算入限度超過額	33
有価証券償却	109
退職給付引当金	53
役員退職慰労引当金	28
繰越欠損金	32
その他	62
繰延税金資産小計	2,724

評価性引当額	△ 2,643
繰延税金資産合計	80
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	288
その他	0
繰延税金負債合計	288
繰延税金資産（負債）の純額	(207) 百万円

(追加情報)

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は従来の29.39%から27.61%となります。この税率変更により、繰延税金負債は5百万円増加し、法人税等調整額は5百万円増加しております。

役職員の報酬体系の開示

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位等を、各理事の賞与額につきましては前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、常勤役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法
- b. 支給方法

(2) 平成25年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位：百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	8 8

(注) 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です（期中に退任した者を含む）。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」74百万円、「賞与」3百万円、「退職慰労金」10百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受けける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成25年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

なお、平成25年度においては、該当する会社はありませんでした。

3. 「同等額」は、平成25年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 平成25年度において対象役員が受けける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

以上

●損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成 24 年度	平成 25 年度
経 常 収 益	3,257,895	3,480,372
資 金 運 用 収 益	2,877,584	2,856,738
貸 出 金 利 息	1,832,351	1,724,686
預 け 金 利 息	280,249	287,990
有 価 証 券 利 息 配 当 金	749,579	826,336
そ の 他 の 受 入 利 息	15,403	17,723
役 務 取 引 等 収 益	208,989	207,993
受 入 為 替 手 数 料	111,026	113,959
そ の 他 の 役 務 収 益	97,963	94,033
そ の 他 業 務 収 益	120,030	296,911
外 国 為 替 売 買 益	306	376
国 債 等 債 券 売 却 益	12,074	28,608
国 債 等 債 券 償 戻 益	100,644	263,589
そ の 他 の 業 務 収 益	7,004	4,336
そ の 他 経 常 収 益	51,291	118,729
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	—	—
償 却 債 権 取 立 益	25,009	44,560
株 式 等 売 却 益	—	55,201
金 銭 の 信 託 運 用 益	1,871	938
そ の 他 の 経 常 収 益	24,409	18,028
経 常 費 用	2,827,950	3,160,817
資 金 調 達 費 用	76,881	63,521
預 金 利 息	69,565	59,272
給 付 補 填 備 金 繰 入 額	7,176	4,087
借 用 金 利 息	—	—
そ の 他 の 支 払 利 息	140	160
役 務 取 引 等 費 用	122,753	120,363
支 払 為 替 手 数 料	32,201	33,621
そ の 他 の 役 務 費 用	90,552	86,742
そ の 他 業 務 費 用	14,733	34,683
外 国 為 替 売 買 損	—	—
国 債 等 債 券 売 却 損	—	5,918
国 債 等 債 券 償 戻 損	7,717	27,932
国 債 等 債 券 償 却	—	—
そ の 他 の 業 務 費 用	7,015	833
経 費	2,080,288	2,041,250
人 件 費	1,384,520	1,347,364
物 件 費	665,567	665,464
税 金	30,201	28,420
そ の 他 経 常 費 用	533,292	900,999
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	332,284	594,411
貸 出 金 償 却	184,199	278,895
株 式 等 売 却 損	2,183	—
株 式 等 償 却	1,212	2,366
金 銭 の 信 託 運 用 損	—	—
そ の 他 資 産 償 却	—	—
そ の 他 の 経 常 費 用	13,413	25,325
経 常 利 益 (又は経 常 損 失)	429,944	319,554

(単位：千円)

科 目	平成 24 年度	平成 25 年度
特 別 利 益	—	—
固 定 資 産 処 分 益	—	—
そ の 他 の 特 別 利 益	—	—
特 別 損 失	4,743	2,832
固 定 資 産 処 分 損	4,443	1,852
減 損 損 失	—	—
そ の 他 の 特 別 損 失	300	980
税 引 前 当 期 純 利 益 (又は税引前当期純損失)	425,201	316,721
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,634	1,634
法 人 税 等 調 整 額	4,261	9,165
当 期 純 利 益 (又は当期純損失)	419,305	305,922
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	658,743	1,058,898
とねしんふるさと基 金 積 立 金 取 崩 額	300	980
当 期 未 処 分 剰 余 金 (又は当期未処理損失金)	1,078,349	1,365,801

(注) 損益計算書の注記

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資 1 口当たり当期純利益金額 296 円 33 銭

●剩余金処分計算書

(単位：円)

科 目	平成 24 年度	平成 25 年度
当 期 未 処 分 剰 余 金 (又は当期未処理損失金)	1,078,349,466	1,365,801,886
積 立 金 取 崩 額	—	—
特 別 積 立 金 取 崩 額	—	—
計	1,078,349,466	1,365,801,886
剩 余 金 処 分 額	19,450,607	18,466,655
利 益 準 備 金	—	—
普 通 出 資 に 対 す る 配 当 金	15,450,607	15,466,655
(配 当 率)	(年 3%)	(年 3%)
特 別 積 立 金	4,000,000	3,000,000
う ち 目 的 積 立 金 (とねしんふるさと基金)	(4,000,000)	(3,000,000)
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	1,058,898,859	1,347,335,231

平成 25 年度における貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成 26 年 6 月 26 日

利根郡信用金庫

理事長

監査報告書（監査報告書は決算関係書類に対するものであります）

独立監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

謄本

利根郡信用金庫
理事會御中

平成 26 年 5 月 23 日

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 公認会計士 山本 穎良 Ⓜ
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小出 検次 Ⓜ
業務執行社員

当監査法人は、信用金庫法第 38 条の 2 第 3 項の規定に基づき、利根郡信用金庫の平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの第 63 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求める。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

金庫と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監事の監査報告書 謄本

監査報告書

謄本

私たち監事は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの第 63 期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査基準に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、監査部その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部・本支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他信用金庫の業務の適正を確保するために必要なものとして信用金庫法施行規則第 23 条に定める体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部管理基本方針）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方に基づき、当該事業年度に係る業務報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証とともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（信用金庫法施行規則第 33 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 業務報告等の監査結果

一 業務報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、信用金庫の状況を正しく示しているものと認めます。
二 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
三 内部統制システムに関する理事会決議「内部管理基本方針」の内容は相当であると認めます。
また、当該内部管理基本方針に関する理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 26 年 6 月 2 日
利根郡信用金庫
常勤監事 高野 将廣 Ⓜ
監 事 高井 英昭 Ⓜ
監 事 秋元 良介 Ⓜ

(注) 監事 高井 英昭は、信用金庫法第 32 条第 5 項に定める員外監事であります。

●主要な事業の状況（直近の5事業年度）

(単位：百万円、千口)

科 目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
経 常 収 益	3,513	3,404	3,365	3,257	3,480
経 常 利 益（又は経 常 損 失）	△ 145	△ 1,320	456	429	319
当 期 純 利 益（又は当 期 純 損 失）	△ 117	△ 1,474	433	419	305
出 資 総 額	514	515	516	516	516
出 資 総 口 数	1,029	1,030	1,033	1,032	1,032
純 資 産 額	7,761	6,173	6,555	7,400	7,629
総 資 産 額	170,976	167,889	170,870	173,119	173,528
預 金 積 金 残 高	160,686	160,506	163,323	164,587	164,835
貸 出 金 残 高	87,977	84,178	84,362	80,758	88,380
有 価 証 券 残 高	49,455	49,729	54,299	54,695	50,116
单 体 自 己 资 本 比 率	9.46%	8.12%	8.81%	9.53%	9.93%
出資に対する配当金（出資1口当たり）	15円	15円	15円	15円	15円
役 員 数	11人	11人	11人	11人	11人
う ち 常 勤 役 員 数	6人	6人	6人	6人	6人
職 員 数	216人	216人	219人	216人	216人
会 員 数	17,396人	17,324人	17,216人	17,162人	17,105人

●業務純益・業務粗利益

(単位：千円)

科 目	平成 24 年度	平成 25 年度
資 金 運 用 収 支	2,800,782	2,793,271
資 金 運 用 収 益	2,877,584	2,856,738
資 金 調 達 費 用	76,801	63,466
役 務 取 引 等 収 支	86,235	87,629
役 務 取 引 等 収 益	208,989	207,993
役 務 取 引 等 費 用	122,753	120,363
そ の 他 業 務 収 支	105,296	262,227
そ の 他 業 務 収 益	120,030	296,911
そ の 他 業 務 費 用	14,733	34,683
業 務 粗 利 益	2,992,314	3,143,129
業 務 粗 利 益 率	1.74%	1.83%
業 務 純 益	1,434,914	1,178,015

◆「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用（平成 24 年度 80 千円、平成 25 年度 54 千円）を控除して表示しております。

◆業務粗利益率 = 業務粗利益 ÷ 資金運用勘定平均残高 × 100

◆国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

●資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

(単位：千円、%)

	平成 24 年度			平成 25 年度		
	平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資 金 運 用 勘 定	171,493,110	2,877,584	1.67	172,310,883	2,856,738	1.65
貸 出 金	82,586,839	1,832,351	2.21	84,012,820	1,724,686	2.05
預 け 金	35,176,858	280,249	0.79	34,438,121	287,990	0.83
有 価 証 券	53,078,321	749,579	1.41	53,236,023	826,336	1.55
資 金 調 達 勘 定	166,080,975	76,801	0.04	166,897,010	63,466	0.03
預 金 積 金	166,204,780	76,741	0.04	167,011,146	63,360	0.03
借 用 金	—	—	—	—	—	—
資 金 運 用 収 支	2,800,782			2,793,271		

◆資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（平成 24 年度 35 百万円、平成 25 年度 36 百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（平成 24 年度 200 百万円、平成 25 年度 182 百万円）及び利息（平成 24 年度 80 千円、平成 25 年度 54 千円）を、それぞれ控除して表示しております。

◆国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

●受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

	平成 24 年度			平成 25 年度		
	残高による増減	利 率による増減	純増減	残高による増減	利 率による増減	純増減
受 取 利 息	33,994	△ 153,596	△ 119,601	30,462	△ 53,629	△ 23,166
う ち 貸 出 金	△ 47,836	△ 41,498	△ 89,334	33,719	△ 141,384	△ 107,665
う ち 預 け 金	62,345	△ 76,979	△ 14,634	△ 5,486	13,227	7,741
う ち 有 価 証 券	19,485	△ 35,118	△ 15,632	2,230	74,527	76,757
支 払 利 息	1,472	△ 39,895	△ 38,423	264	△ 13,645	△ 13,380
う ち 預 金 積 金	1,472	△ 39,895	△ 38,423	264	△ 13,645	△ 13,380
う ち 借 用 金	—	—	—	—	—	—

◆残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。

◆国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

●役務取引等収支の内訳

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度
役務取引等収益	208,989	207,993
受入為替手数料	111,026	113,959
その他の受入手数料	97,963	94,033
役務取引等費用	122,753	120,363
支払為替手数料	32,201	33,621
その他の支払手数料	1,516	1,485
その他の役務取引等費用	89,035	85,256
役務取引等収支	86,235	87,629

●その他業務収支の内訳

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度
その他業務収益	120,030	296,911
外国為替売買益	306	376
国債等債券売却益	12,074	28,608
国債等債券償還益	100,644	263,589
その他の業務収益	7,004	4,336
その他業務費用	14,733	34,683
外国為替売買損	—	—
国債等債券売却損	—	5,918
国債等債券償還損	7,717	27,932
国債等債券償却	—	—
その他の業務費用	7,015	833
その他業務収支	105,296	262,227

●経費の内訳

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度
人件費	1,384,520	1,347,364
報酬給料手当	1,104,447	1,098,799
退職給付費用	127,201	89,252
その他の	152,871	159,312
物件費	665,567	665,464
事務費	261,997	248,984
固定資産費	126,560	122,947
事業費	57,241	56,753
人事厚生費	19,818	24,406
固定資産償却	87,367	97,873
その他の	112,582	114,498
税金	30,201	28,420
合計	2,080,288	2,041,250

●諸比率

(単位：%)

	平成 24 年度	平成 25 年度
預貸率(期末)	49.06	53.61
//(期中平均)	49.68	50.30
預証率(期末)	33.23	30.40
//(期中平均)	31.93	31.87
資金運用利率	1.67	1.65
資金調達原価率	1.29	1.25
総資金利鞘	0.38	0.40
総資産経常利益率	0.24	0.18
総資産当期純利益率	0.24	0.17

◆ 総資産経常(当期純)利益率 = 経常(当期純)利益 / 総資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100

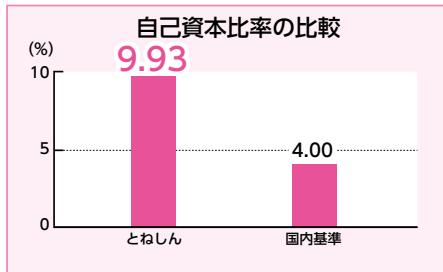
◆ 国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

自己資本の状況

自己資本比率は、金融機関の財務体質を示す非常に重要な指標の一つで、自己資本比率が高いほど安全性が高いことになります。

平成 10 年 4 月から導入された早期是正措置では、国内業務のみを取り扱う金融機関は、自己資本比率が 4% を下回ると、金融当局による行政措置が発動されることになります。

当金庫の自己資本比率は 9.93% (前年度 9.53%) と国内基準 4% の 2 倍強の高い安全性を確保しています。



とねしんの自己資本比率は

自己資本の額 (ハ) = 9.93%

リスク・アセット等の額の合計額 (二) (平成 26 年 3 月末現在)

(単位：百万円)

項目	平成 24 年度
(自己資本)	
出資金	516
うち非累積的永久優先出資	—
優先出資申込証拠金	—
資本準備金	—
その他資本剰余金	—
利益準備金	523
特別積立金	4,468
繰越金（当期末残高）	1,058
その他	—
処分未済持分	△ 0
自己優先出資	△ —
自己優先出資申込証拠金	—
その他有価証券の評価差損	—
営業権相当額	△ —
のれん相当額	△ —
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△ —
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	△ —
基本的項目 (A)	6,567
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45% に相当する額	—
一般貸倒引当金	387
負債性資本調達手段等	—
負債性資本調達手段	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—
補完的項目不算入額	△ —
補完的項目 (B)	387
自己資本総額 [(A) + (B)] (C)	6,954
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	923
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	500
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	—
非同時に決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はリバート・デリバティブの免責額に係る控除額	—
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化アセット・ジャーニー及び信用補完機能を持つ I/O ストリップス（告示第 247 条を準用する場合を含む。）	—
控除項目不算入額	△ 923
控除項目計 (D)	—
自己資本額 [(C) - (D)] (E)	6,954
(リスク・アセット等)	
資産（オン・バランス）項目	67,260
オフ・バランス取引等項目	53
オペレーションナル・リスク相当額を 8% で除して得た額	5,628
信用リスク・アセット調整額	—
オペレーションナル・リスク相当額調整額	—
リスク・アセット等計 (F)	72,942
単体 Tier 1 比率 (A / F)	9.00%
単体自己資本比率 (E / F)	9.53%

項目	平成 25 年度	経過措置による不算入額
----	----------	-------------

コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	6,857	△
うち、出資金及び資本剰余金の額	516	△
うち、利益剰余金の額	6,356	△
うち、外部流出予定額（△）	15	△
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0	△
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	321	△
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	321	△
うち、適格引当金コア資本算入額	—	△
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置（自己資本比率改正告示附則第 3 条第 7 項）によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	△
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置（自己資本比率改正告示附則第 4 条第 3 項）によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	△
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45% に相当する額のうち、経過措置（自己資本比率改正告示附則第 5 条第 5 項）によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	△
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	7,178	△
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービス・ライツに係るもの）の額の合計額	71	—
うち、のれんに係るものとの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービス・ライツに係るもの以外の額	71	—
繰延税金資産（一時差異に係るもの）の額	0	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る 10% 基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービス・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る 15% 基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービス・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	72	△
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	7,106	△
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	66,026	△
資産（オン・バランス）項目	65,964	△
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	△
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第 8 条第 6 項）により、なお從前の例によることとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービス・ライツ・ライツに係るもの）に係るものの額	—	△
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第 8 条第 6 項）により、なお從前の例によることとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額	—	△
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第 8 条第 6 項）により、なお從前の例によることとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額	—	△
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポート・リバート・デリバティブに係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第 12 条第 5 項又は第 6 項）を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額を控除した額	—	△
うち、上記以外に該当するものの額	—	△
オフ・バランス取引等項目	57	△
CVA リスク相当額を 8% で除して得た額	1	△
中央清算機関開港エクスポート・リバート・デリバティブに係る信用リスク・アセットの額	2	△
オペレーションナル・リスク相当額を 8% で除して得た額	5,532	△
信用リスク・アセット調整額	—	△
オペレーションナル・リスク相当額調整額	—	△
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	71,558	△
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (二))	9.93%	△

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成 18 年金融庁告示第 21 号）」が平成 25 年 3 月 8 日に改正され、平成 26 年 3 月 31 日から改正後の告示が適用されたことから、平成 24 年度においては旧告示に基づく開示、平成 25 年度においては新告示に基づく開示を行っております。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

自己資本の充実の状況について

バーゼルⅢ 第3の柱における「自己資本の充実の状況について」〈定性的な開示事項〉

1. 自己資本調達手段の概要

自己資本は、主にコア資本に係る基礎項目で構成されています。自己資本の額のうち、当金庫が積み立てているもの以外のものは、地域のお客さまからお預りしている出資金が該当します。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

3. 信用リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「信用リスク管理方針」「信用リスク管理規程」を制定し、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では、厳格な自己査定を実施しております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会といった経営陣に対して報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正に計上しております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポートジャーナーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- ・日本格付投資情報センター（R & I）
- ・日本格付研究所（J C R）
- ・ムーディーズ（M o o d y' s）
- ・スタンダード・アンド・プアーズ（S & P）

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくななど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「融資事務取扱規程」及び「不動産担保事務取扱要領」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該と信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、金庫が定める「融資事務取扱規程」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として一般社団法人しんきん保証基金、その他未担保預金等が該当します。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポートジャーナーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払い不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

当金庫における派生商品取引に該当するものは、投資信託の内訳の一部のみであり、含まれるリスクの影響は限定的であります。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

6. 証券化エクスポートジャーナーに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をすることを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、有価証券投資の一環として購入したもののがすべてであります。

当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてリスク管理委員会に諮り、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、当金庫が定める「余資運用基準」に基づき、投資枠内での取引に限定するとともに、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っています。

(2) 証券化エクスポートジャーナーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(4) 証券化エクスポートジャーナーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポートジャーナーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しております。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

・日本格付投資情報センター（R & I）

・日本格付研究所（J C R）

・ムーディーズ（M o o d y' s）

・スタンダード・アンド・プアーズ（S & P）

7. オペレーション・リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、オペレーション・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク等の各リスクを含む幅広いリスクと考へ、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

リスクの計測に際しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

(2) オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポートジャーナー又は株式等エクスポートジャーナーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポートジャーナーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてリスク管理委員会に諮り、投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めています。また、株式関連商品への投資は、「余資運用基準」の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛け、同基準に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や、金利更改を勘査した期間収益シミュレーションによる収益への影響度など、リスク管理委員会で協議検討するとともに、必要に応じて理事会へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。

(2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定方法の概要

金利リスクの算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

・計測手法

　　「ラダー計算方式」

・コア預金

　　対象：流動性預金全般（当座、普通、貯蓄等）

　　算定方法：現残高の50%相当額

　　満期：5年以内（平均2.5年）

・金利感応資産・負債

　　預貸金・有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債

・金利ショック幅

　　99パーセンタイル値又は1パーセンタイル値

・リスク計測の頻度

　　月次

バーゼルⅢ 第3の柱における「自己資本の充実の状況について」(定量的な開示事項)

(1) 自己資本の構成に関する事項 38 ページ参照

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	平成 24 年度		平成 25 年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	67,314	2,692	66,026	2,641
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	67,143	2,685	65,802	2,632
(i) ソブリン向け	427	17	1,398	55
(ii) 金融機関向け	16,017	640	14,014	560
(iii) 法人等向け	29,287	1,171	28,588	1,143
(iv) 中小企業等・個人向け	7,447	297	7,219	288
(v) 抵当権付住宅ローン	1,901	76	1,892	75
(vi) 不動産取得等事業向け	2,843	113	2,361	94
(vii) 3ヵ月以上延滞等	1,938	77	2,105	84
(viii) 取立未済手形	4	0	3	0
(ix) 信用保証協会等による保証付	685	27	621	24
(x) 出資等	1,157	46	291	11
(xi) 上記以外	5,431	217	7,304	292
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかた部分に係るエクスポージャー			703	28
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー			199	7
上記以外のエクspoージャー			6,402	256
②証券化エクspoージャー	117	4	162	6
③オフ・バランス取引等	53	2	57	2
④CVA リスク相当額を 8 %で除して得た額			1	0
⑤中央清算機関連エクspoージャー			2	0
ロ. オペレーションル・リスク	5,628	225	5,532	221
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	72,942	2,917	71,558	2,862

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクspoージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び衍生商品取引の与信相当額のことです。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、地方公営企業等金融機関、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧洲中央銀行、欧洲共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。
 4. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクspoージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクspoージャーのことです。
 5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーションル・リスクを算定しています。

<オペレーションル・リスク(基礎的手法)の算定方法>
 稲利益(直近3年間のうち正の値の合計額) × 15% × 8%
 直近3年間のうち稻利益が正の値であった年数

6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(3) 信用リスクに関する事項(証券化エクspoージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクspoージャー及び主な種類別の期末残高

<業種別及び残存期間別>

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	エクspoージャー 区分	信用リスクエクspoージャー期末残高				3ヵ月以上延滞 エクspoージャー				
		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引				
		24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	
製造業	5,727	5,308	4,622	4,004	1,105	1,303	—	—	154	189
農・林業	572	557	572	557	—	—	—	—	—	0
漁業	13	14	13	14	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	242	280	242	280	—	—	—	—	—	—
建設業	5,026	4,323	5,026	4,323	—	—	—	—	459	411
電気・ガス・熱供給・水道業	770	1,242	269	241	501	1,001	—	—	—	—
情報通信業	286	407	86	207	199	199	—	—	—	0
運輸業、郵便業	4,645	4,531	519	473	4,125	4,058	—	—	0	0
卸売業、小売業	8,561	8,055	7,246	6,941	1,314	1,113	—	—	390	397
金融・保険業	70,198	64,477	42,184	40,707	28,014	23,770	—	—	—	—
不動産業	5,971	7,688	4,471	6,276	1,500	1,412	—	—	61	425
物品賃貸業	15	14	15	14	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	155	114	155	114	—	—	—	—	—	—
宿泊業	8,059	7,637	8,059	7,637	—	—	—	—	401	314
飲食業	1,627	1,495	1,627	1,495	—	—	—	—	72	55
生活関連サービス業、娯楽業	4,264	4,016	4,264	4,016	—	—	—	—	546	520
教育、学習支援業	917	437	817	437	99	—	—	—	—	—
医療・福祉	4,339	3,624	4,339	3,624	—	—	—	—	—	—
その他サービス	4,693	11,124	4,393	10,824	299	299	—	—	638	752
国・地方公共団体等	21,913	23,872	9,512	12,205	12,401	11,666	—	—	—	—
個人	18,717	18,405	18,717	18,405	—	—	—	—	288	258
その他	8,159	7,751	5,590	5,582	2,569	2,169	—	—	—	—
業種別合計	174,881	175,384	122,749	128,387	52,132	46,996	—	—	3,013	3,326
1年以下	37,192	41,215	31,625	36,846	5,567	4,368	—	—	—	—
1年超3年以下	28,304	24,474	20,077	17,725	8,227	6,749	—	—	—	—
3年超5年以下	24,608	22,338	16,418	15,025	8,189	7,312	—	—	—	—
5年超7年以下	12,759	11,138	7,195	7,070	5,564	4,068	—	—	—	—
7年超10年以下	26,604	26,624	15,064	14,917	11,540	11,706	—	—	—	—
10年超	31,035	32,364	17,992	19,573	13,043	12,790	—	—	—	—
期間の定めのないもの	14,375	17,228	14,375	17,228	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	174,881	175,384	122,749	128,387	52,132	46,996	—	—	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いてあります。
 2. 「3ヵ月以上延滞エクspoージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクspoージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクspoージャーです。具体的には現金、有形固定資産等が含まれます。
 4. CVAリスクおよび中央清算機関連エクspoージャーは含まれておりません。
 5. 当金庫は、国内の限定されたエアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 44 ページ参照

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		期中増減額		期末残高			
	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度
製造業	71	69	△2	△13	69	55	95	85
農林業	—	—	—	0	—	0	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、探石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	444	309	△135	△20	309	288	5	35
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	1	1	△1	1	—	—	3
運輸業、郵便業	2	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	144	128	△15	21	128	150	2	20
金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	238	72	△166	213	72	285	—	7
物販業	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	439	1,303	864	266	1,303	1,569	56	34
飲食業	47	50	2	△1	50	48	10	1
生活関連サービス業、娯楽業	132	130	△2	△14	130	115	6	13
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—
その他サービス	974	370	△604	△54	370	316	—	53
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	54	56	1	△6	56	50	6	24
合計	2,548	2,490	△57	389	2,490	2,880	184	278

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクspoージャーの額			
	平成 24 年度		平成 25 年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	555	31,504	278	33,710
10%	—	12,120	—	16,136
20%	6,566	53,191	8,491	47,165
35%	—	5,482	—	5,434
50%	7,246	2,684	6,853	3,035
75%	—	10,378	—	10,175
100%	598	43,848	699	42,757
150%	—	700	—	566
250%	—	—	—	79
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
小計	14,968	159,911	16,322	159,061
合計	174,880			

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクspoージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目になったエクspoージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクspoージャーは含まれおりません。
4. 1,250%欄については、自己資本比率告示の規定により、平成 24 年度は資本控除した額、平成 25 年度はリスク・ウェイト 1,250%を適用したエクspoージャーの額を記載しております。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減方法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー		5,141	5,284	5,617	5,132	—	—
①ソブリン向け		—	—	2,485	2,093	—	—
②金融機関向け		—	—	—	—	—	—
③法人等向け		2,994	3,194	—	—	—	—
④中小企業等・個人向け		2,029	2,042	3,007	2,902	—	—
⑤抵当権付住宅ローン		15	5	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け		6	0	—	—	—	—
⑦3ヶ月以上延滞等		—	—	4	6	—	—
⑧上記以外		95	41	119	130	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクspoージャー方式	カレントエクspoージャー方式
グロス再構築コストの額	3	2

(単位：百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
①派生商品取引合計	7	7	7	7
(i) 外国為替関連取引	4	7	4	7
(ii) 金利関連取引	3	—	3	—
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	—	—	—	—
(v) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合計	7	7	7	7

(6) 証券化エクスポートに関する事項

イ. オリジネーターの場合 該当する取引はありません。

ロ. 投資家の場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートに関する事項)

①保有する証券化エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポート (再証券化エクスポートを除く)

(単位:百万円)

	平成 24 年度		平成 25 年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポートの額	286	—	362	—
(i) カードローン	—	—	—	—
(ii) 住宅ローン	86	—	62	—
(iii) 自動車ローン	—	—	—	—

b. 再証券化エクスポート 該当ありません。

②保有する証券化エクスポートの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポート (再証券化エクスポートを除く)

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポートジャーラー残高				所要自己資本の額			
	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
20%	86	—	62	—	0	—	0	—
50%	200	—	300	—	4	—	6	—
100%	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
(i) カードローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(ii) 住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(iii) 自動車ローン	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 所要自己資本の額=エクスポートジャーラー残高×リスク・ウェイト×4%

2. 「1,250%」欄については、自己資本比率告示の規定により、平成 24 年度は資本控除した額、平成 25 年度はリスク・ウェイト 1,250% を適用したエクスポートジャーラーの額を記載しております。
なお、(i)～(iii)は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

b. 再証券化エクスポート 該当ありません。

③保有する再証券化エクスポートに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
該当ありません。

④証券化エクスポートに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

(単位:百万円)

経過措置適用の証券化エクスポート	信用リスク・アセットの額			
	平成 24 年度		平成 25 年度	
—				—

(注) 経過措置とは、平成 18 年金融庁告示第 21 号で公布された自己資本比率告示附則第 15 条において、平成 18 年 3 月末において保有する証券化エクスポートの信用リスク・アセットの額について、当該証券化エクスポートの保有を継続している場合に限り、平成 26 年 6 月 30 日までの間、当該証券化エクスポートの原資産に対して平成 18 年金融庁告示第 21 号を適用した場合の信用リスク・アセットの額と同告示公布前の告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額のうち、いずれか大きい額を上限とすることができる。

(7) 出資等エクスポートに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	691	691	634	634
非 上 場 株 式 等	574	—	570	—
合 計	1,266	691	1,205	634

ロ. 出資等エクスポートの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成 24 年度		平成 25 年度	
	売 却 益	売 却 損	平成 24 年度	平成 25 年度
売 却 益	—	—	—	55
売 却 損	—	2	—	—
償 却	—	1	—	2

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成 24 年度		平成 25 年度	
	評 価 損 益	評 価 益	平成 24 年度	平成 25 年度
	178	—	—	210

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成 24 年度		平成 25 年度	
	評 価 損 益	評 価 益	平成 24 年度	平成 25 年度
	—	—	—	—

(8) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

区 分	運 用 勘 定		調 達 勘 定	
	金利リスク量		金利リスク量	
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
貸 出 金	312	361	48	43
有 価 証 券 等	261	308	66	76
預 け 金	111	38	—	—
コ ー ル ロ ー ン 等	—	—	調 達 勘 定 合 計	113
そ の 他	2	2	—	119
運 用 勘 定 合 計	686	708	—	—
銀行勘定の金利リスク	573	589	—	—

(注) 1. 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、金利ショックを 99 パーセンタイル値として銀行勘定の金利リスクを算出しております。

2. 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者による要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、普通預金等の額の 5.0 %相当額を 0～5 年の期間に均等に振り分けて（平均 2.5 年）リスク量を算定しています。

3. 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

銀行勘定の金利リスク（589 百万円） = 運用勘定の金利リスク量（708 百万円） - 調達勘定の金利リスク量（119 百万円）

管理債権等の状況

1. リスク管理債権の状況

リスク管理債権の手当は、万全です！

平成26年3月末において、当金庫の破綻先債権は1億43百万円、延滞債権は96億37百万円、3カ月以上延滞債権は25百万円、貸出条件緩和債権は99百万円、合計99億6百万円となっております。リスク管理債権合計額99億6百万円のうち、担保・保証等により54億86百万円が保全されており、また、債権ごと個々に積んでいる引当金が28億80百万円あり、リスク管理債権に対する

保全率は84.47%と高い水準にあります。さらに、信用金庫の自己資本ともいえる会員勘定に、特別積立金44億67百万円（うち目的積立金17百万円）を積み立てておりますので、当金庫のリスク管理債権に対する備えは万全となっております。

「とねしん」は、今後も経営管理体制を充実させ、リスク管理を徹底し、皆様に安心してお取引いただける健全な経営体質の構築に努めます。

リスク管理債権の引当・保全状況

(単位:百万円、%)

区分		残高(A)	担保・保証額(B)	貸倒引当金(C)	保全率(B+C)/(A)
破綻先債権	平成24年度	60	46	14	100.00
	平成25年度	143	108	35	100.00
延滞債権	平成24年度	9,003	4,959	2,476	82.60
	平成25年度	9,637	5,277	2,845	84.28
3カ月以上延滞債権	平成24年度	14	11	0	75.17
	平成25年度	25	25	0	100.00
貸出条件緩和債権	平成24年度	—	—	—	—
	平成25年度	99	75	0	75.56
合計	平成24年度	9,078	5,017	2,491	82.70
	平成25年度	9,906	5,486	2,880	84.47

※比率は円単位で計算しています。

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
- ①更生手続開始の申立てがあった債務者
 - ②再生手続開始の申立てがあった債務者
 - ③破産手続開始の申立てがあった債務者
 - ④特別精算開始の申立てがあった債務者
 - ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
- ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
3. 「3カ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5. なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
6. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
7. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
8. 「保全率」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

2. 金融再生法開示債権の状況

金融再生法に基づく資産の査定結果

「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」に基づき、資産の査定結果について以下のとおり開示いたします。

なお、ここでいう債権には貸出金以外の債権も含んでおりますので、「リスク管理債権（貸出金のみ対象）」とは合計額が異なります。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位:百万円、%)

		開示残高 (A)	保全額 (B)		保全率 (B) / (A)	引当率 (D) / (A-C)
			担保・保証等による回収見込額 (C)	貸倒引当金 (D)		
金融再生法上の不良債権	平成 24 年度	9,081	7,510	5,019	2,491	82.70
	平成 25 年度	9,916	8,376	5,495	2,880	84.48
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成 24 年度	3,016	3,016	2,384	631	100.00
	平成 25 年度	3,105	3,105	2,456	648	100.00
危険債権	平成 24 年度	6,050	4,483	2,624	1,859	74.10
	平成 25 年度	6,685	5,171	2,938	2,232	77.34
要管理債権	平成 24 年度	14	11	11	0	75.17
	平成 25 年度	125	100	100	0	80.56
正 常 債 権	平成 24 年度	71,871				
	平成 25 年度	78,649				
合 計	平成 24 年度	80,953				
	平成 25 年度	88,565				

※比率は円単位で計算しています。

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
 3. 「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
 4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

3. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	平成 24 年度				平成 25 年度				期末残高	
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	期首残高	当期増加額	当期減少額		
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	899	387	—	899	387	387	321	—	387	321
個別貸倒引当金	2,548	2,490	902	1,646	2,490	2,490	2,880	270	2,220	2,880
合 計	3,448	3,878	902	2,545	2,878	2,878	3,202	270	2,607	3,202

4. 貸出金償却の額

(単位:千円)

項目	平成 24 年度	平成 25 年度
貸出金償却額	184,199	278,895

●預金科目別残高

(単位：百万円、%)

科 目	平成 24 年度		平成 25 年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
当 座 預 金	976	0.5	805	0.4
普 通 預 金	51,922	31.5	52,941	32.1
貯 蓄 預 金	1,045	0.6	999	0.6
通 知 預 金	165	0.1	239	0.1
そ の 他 の 預 金	234	0.1	691	0.4
定 期 預 金	102,276	62.1	101,168	61.3
(固 定 金 利 定 期 預 金)	(101,554)	(61.7)	(100,458)	(60.9)
(变 動 金 利 定 期 預 金)	(68)	(0.0)	(57)	(0.0)
(そ の 他 定 期 預 金)	(2)	(0.0)	(2)	(0.0)
定 期 積 金	7,968	4.8	7,988	4.8
讓 渡 性 預 金	—	—	—	—
合 計	164,587	100.0	164,835	100.0

●流動性預金、定期性預金等の平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	平成 24 年度		平成 25 年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
流 動 性 預 金	54,361	32.7	55,827	33.4
定 期 性 預 金	111,574	67.1	110,909	66.4
そ の 他 の 預 金	268	0.1	275	0.1
讓 渡 性 預 金	—	—	—	—
合 計	166,204	100.0	167,011	100.0

◆ 流動性預金＝当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金 ◆ 定期性預金＝定期預金+定期積金

◆ その他の預金＝別段預金+納税準備預金

◆ 國際業務は行っていないため、國內業務部門と國際業務部門の區別はしておりません。

●預金者別・会員会員外別残高

(単位：百万円、%)

科 目	平成 24 年度		平成 25 年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
個 人	143,221	87.0	142,803	86.6
一 般 法 人	18,557	11.2	18,258	11.0
金 融 機 関	19	0.0	46	0.0
公 金	2,789	1.6	3,725	2.2
合 計	164,587	100.0	164,835	100.0
(会 員)	(51,795)	(31.4)	(52,071)	(31.5)
(会 員 外)	(112,792)	(68.5)	(112,763)	(68.4)

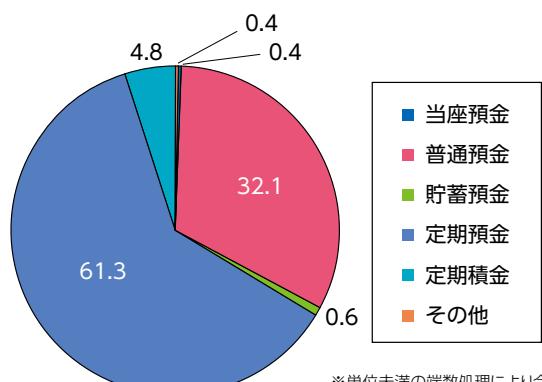
●財形貯蓄残高

(単位：百万円、%)

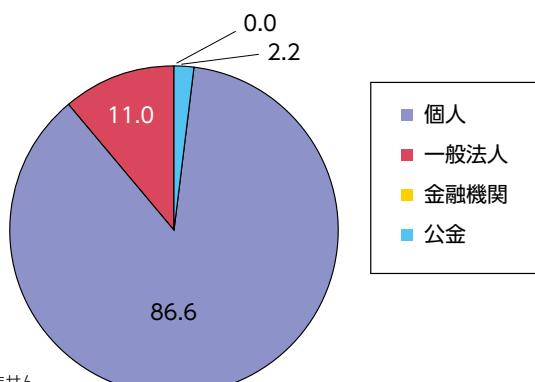
科 目	平成 24 年度		平成 25 年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
財 形 貯 蓄 預 金	651	0.3	651	0.3

※構成比は、総預金残高に対しての割合を表示しております。

預金科目別残高構成比（平成 25 年度）



預金者別預金残高構成比（平成 25 年度）



※単位未満の端数処理により合計100%になりません。

●貸出金科目別残高

科 目	平成 24 年度		平成 25 年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
割引手形	346	0.4	173	0.1
手形貸付	4,931	6.1	4,062	4.5
証書貸付	73,567	91.0	82,075	92.8
当座貸越	1,913	2.3	2,067	2.3
合 計	80,758	100.0	88,380	100.0
(う ち 变 動 金 利)	(33,439)	(41.4)	(31,464)	(35.6)
(う ち 固 定 金 利)	(47,319)	(58.5)	(56,915)	(64.3)

●貸出金科目別平均残高

科 目	平成 24 年度		平成 25 年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
割引手形	321	0.3	179	0.2
手形貸付	5,030	6.0	4,342	5.1
証書貸付	75,265	91.1	77,623	92.3
当座貸越	1,970	2.3	1,867	2.2
合 計	82,586	100.0	84,012	100.0

◆国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

●貸出金業種別内訳

業種区分	平成 24 年度			平成 25 年度		
	先 数	残 高	構成比	先 数	残 高	構成比
製造業	105	4,443	5.5	99	3,872	4.3
農業、林業	44	351	0.4	46	335	0.3
漁業	1	7	0.0	1	11	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	4	239	0.2	4	276	0.3
建設業	221	4,759	5.8	210	4,049	4.5
電気、ガス、熱供給、水道業	4	250	0.3	5	222	0.2
情報通信業	2	53	0.0	2	175	0.1
運輸業、郵便業	22	485	0.6	22	439	0.4
卸売業、小売業	214	7,024	8.6	209	6,677	7.5
金融業、保険業	9	6,169	7.6	10	7,649	8.6
不動産業	50	4,226	5.2	51	5,042	5.7
物品貯蔵業	1	15	0.0	1	14	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	10	72	0.0	9	102	0.1
宿泊業	130	7,957	9.8	128	7,539	8.5
飲食業	86	1,462	1.8	78	1,355	1.5
生活関連サービス業、娯楽業	38	4,175	5.1	33	3,958	4.4
教育、学習支援業	4	807	0.9	3	427	0.4
医療、福祉	31	4,248	5.2	27	3,513	3.9
その他サービス	103	4,284	5.3	100	10,699	12.1
小計	1,079	51,036	63.1	1,038	56,362	63.7
地方公共団体	10	9,473	11.7	12	12,179	13.7
個人(住宅、消費、納税資金等)	5,829	20,249	25.0	5,745	19,837	22.4
合 計	6,918	80,758	100.0	6,795	88,380	100.0

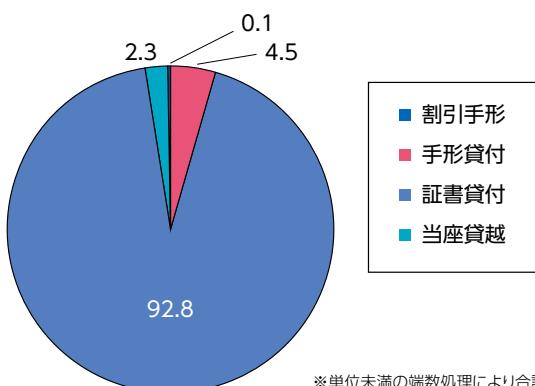
※ 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●会員会員外貸出金残高

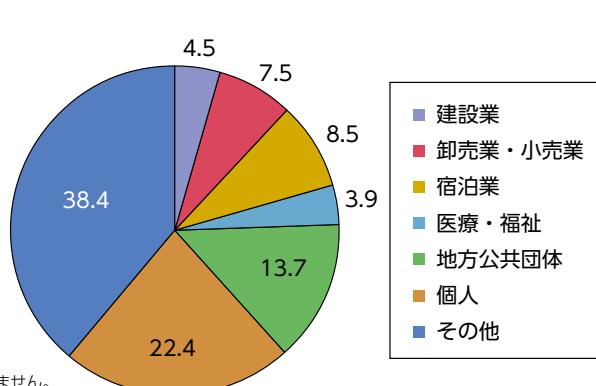
科 目	平成 24 年度		平成 25 年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
会員	61,691	76.3	57,609	65.1
会員外	19,067	23.6	30,770	34.8
合 計	80,758	100.0	88,380	100.0

※構成比は、総預金残高に対しての割合を表示しております。

貸出金科目別残高構成比（平成 25 年度）



貸出金業種別残高構成比（平成 25 年度）



※単位未満の端数処理により合計100%になりません。

(単位：百万円、%)

●貸出金使途別内訳

(単位：百万円、%)

	平成 24 年度		平成 25 年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
設 備 資 金	34,013	42.1	32,356	36.6
運 転 資 金	46,745	57.8	56,024	63.3
合 計	80,758	100.0	88,380	100.0

●消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円、%)

	平成 24 年度		平成 25 年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
消 費 者 口 一 ン	2,673	3.3	2,623	2.9
住 宅 口 一 ン	13,459	16.6	12,680	14.3

※ 構成比は、総貸出金残高に対しての割合を表示しています。

※ 住宅ローンは、個人住宅関連の長期資金総額から住宅関連の消費者ローンを除いた金額を表示しています。

●貸出金担保別内訳

(単位：百万円、%)

	平成 24 年度		平成 25 年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
当 金 庫 預 金 積 金	2,733	3.3	2,674	3.0
有 價 証 券	51	0.0	47	0.0
動 産	—	—	—	—
不 動 産	21,865	27.0	19,519	22.0
そ の 他	—	—	—	—
合 計	24,650	30.5	22,241	25.1
信 用 保 証 協 会・信 用 保 險	16,073	19.9	14,717	16.6
保 証	16,768	20.7	16,936	19.1
信 用	23,266	28.8	34,483	39.0
合 計	80,758	100.0	88,380	100.0

●代理貸付残高の内訳

(単位：百万円、%)

	平成 24 年度		平成 25 年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
信 金 中 央 金 庫	1	0.0	—	—
日本政策金融公庫（中小企業金融）	—	—	—	—
日本政策金融公庫（国民生活金融）	118	4.4	91	4.0
日本政策金融公庫（農林漁業金融）	321	12.2	291	13.0
住 宅 金 融 支 援 機 構	2,164	82.5	1,830	82.0
そ の 他	17	0.6	16	0.7
合 計	2,623	100.0	2,230	100.0

●債務保証残高の内訳

(単位：百万円、%)

	平成 24 年度		平成 25 年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
信 金 中 央 金 庫	1	1.1	—	—
日本政策金融公庫（中小企業金融）	—	—	—	—
日本政策金融公庫（国民生活衛生）	27	31.0	24	30.3
日本政策金融公庫（農林漁業金融）	29	33.3	26	32.9
日本政策金融公庫（国金教育貸）	14	16.0	11	13.9
そ の 他	15	17.2	17	21.5
合 計	87	100.0	79	100.0

※ 構成比は、千円単位で計算しています。

●債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円、%)

	平成 24 年度		平成 25 年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
当 金 庫 預 金 積 金	2	2.2	0	0.2
不 動 产	13	15.9	8	10.8
信 用 保 証 協 会・信 用 保 險	16	18.8	16	20.2
保 証	55	62.9	51	64.3
信 用	—	—	3	4.2
合 計	87	100.0	79	100.0

※ 構成比は、千円単位で計算しています。

●有価証券の種類別残高

(単位：百万円、%)

	平成 24 年度		平成 25 年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
国 債	5,097	9.3	4,244	8.4
地 方 債	7,638	13.9	7,589	15.1
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	26,666	48.7	22,307	44.5
株 式	519	0.9	431	0.8
外 国 証 券	13,660	24.9	13,669	27.2
投 資 信 託	918	1.6	1,651	3.2
その他の証券	195	0.3	223	0.4
合 計	54,695	100.0	50,116	100.0

●有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

	平成 24 年度							平成 25 年度								
	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超	期間の定め のないもの	合計	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超	期間の定め のないもの	合計
国 債	223	856	703	508	2,804	—	—	5,097	452	94	—	211	3,485	—	—	4,244
地 方 債	—	1,090	209	107	6,120	110	—	7,638	637	442	211	—	6,188	110	—	7,589
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	4,974	5,141	6,345	4,233	2,729	3,241	—	26,666	2,706	4,509	5,815	3,714	1,829	3,731	—	22,307
株 式	—	—	—	—	—	—	519	519	—	—	—	—	—	—	431	431
外 国 証 券	400	1,273	1,016	891	300	9,779	—	13,660	599	1,788	1,393	300	524	9,063	—	13,669
投 資 信 託	—	—	—	—	—	918	918	—	—	—	—	—	—	—	1,651	1,651
その他の証券	—	—	—	—	—	195	195	—	—	—	—	—	—	—	223	223

●有価証券の時価情報

1. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	平成 24 年度				平成 25 年度			
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社 債	1,547	1,635	88	2,112	2,200	87	—	—
	その他の証券	5,848	6,290	442	7,449	8,071	622	—	—
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	小 計	7,395	7,926	530	9,561	10,272	710	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社 債	1,200	1,153	△ 46	1,000	973	△ 26	—	—
その他	その他	7,198	6,723	△ 474	4,980	4,735	△ 245	—	—
	小 計	8,398	7,877	△ 520	5,980	5,708	△ 272	—	—
合 計		15,793	15,803	9	15,542	15,980	437	—	—

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含まれておりません。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

2. その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	平成 24 年度			平成 25 年度		
		貸借対照表計上額	取 得 原 価	差 額	貸借対照表計上額	取 得 原 価	差 額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株 式	465	326	138	401	258	143
	債 券	33,783	32,838	944	27,797	26,971	825
	国 債	5,097	4,966	130	4,144	4,043	100
	地方債	7,638	7,356	281	7,489	7,259	230
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	21,048	20,515	533	16,162	15,668	494
	その他の証券	1,160	1,038	122	2,019	1,874	145
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	小 計	35,409	34,203	1,206	30,218	29,104	1,114
	株 式	32	38	△ 5	12	13	△ 1
	債 券	2,870	2,899	△ 28	3,231	3,249	△ 18
	国 債	—	—	—	99	100	△ 0
	地方債	—	—	—	99	99	△ 0
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	2,870	2,899	△ 28	3,032	3,049	△ 17
その他	その他	564	606	△ 42	1,094	1,144	△ 49
	小 計	3,467	3,544	△ 76	4,338	4,407	△ 69
合 計		38,877	37,748	1,129	34,557	33,511	1,045

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含まれておりません。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	種 類	平成 24 年度		平成 25 年度	
		貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
非 上 場 株 式		22		17	
組 合 出 資 金		1		—	
合 計		23		17	

●金銭の信託の時価情報

(単位：百万円)

	平成 24 年度			平成 25 年度		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
	200	200	—	300	300	—

(注) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

オフバランス取引状況…該当する取引はありません。

デリバティブ取引…該当する取引はありません。

先物取引の時価情報…該当する取引はありません。

オプション取引の時価情報…該当する取引はありません。

商品有価証券取引及び種類別平均残高…該当する取引はありません。

公共債ディーリング実績…該当する取引はありません。

外國為替取扱高…外貨両替のみお取扱しております。

外貨建資産残高…該当する取引はありません。

信金中央金庫のご案内



信金中央金庫

Shinkin Central Bank

信金中央金庫（略称：信金中金）は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関で、信用金庫の中核金融機関として、昭和 25 年に設立されました。

信金中金は、「個別金融機関」と「信用金庫の中央金融機関」という 2 つの役割を併せ持つ金融機関であり、資金調達額は、信用金庫から預け入れられた預金と金融債を発行して調達した資金等を合わせて 29 兆 1,478 億円（平成 26 年 3 月末残高）、総資産は 30 兆 9,394 億円（同）にのぼっています。

このように、信金中金は、わが国有数の規模を有する金融機関であり、数少ない金融債発行機関でもあります。

地域金融に貢献

信金中金

- 資産運用額 ······ 30 兆 6,882 億円
- 単体自己資本比率（国内基準） ······ 37.84%
- 単体不良債権比率 ······ 0.63%

上記計数は、平成 26 年 3 月末現在

信用金庫

- 預金量 ······ 128 兆 602 億円
- 信用金庫数 ······ 267 金庫
- 役職員数 ······ 11 万 2,525 人

上記計数は、平成 26 年 3 月末現在

強固なネットワーク

個別金融機関としての役割

- ① 総合的な金融サービスを提供する金融機関
預貸金業務、金融債発行業務、為替業務など
- ② わが国有数の機関投資家
総額約 30 兆円の運用資産を有し、金融証券市場を中心に運用
- ③ 地域社会に貢献する金融機関
地方公共団体、地元企業、PFI 等への直接貸出など

信用金庫の中央金融機関としての役割

- ① 信用金庫の業務機能の補完
 - ・ 信用金庫のネットワークを活用した顧客基盤の拡充支援
 - ・ 信用金庫と共同での経営改善支援
 - ・ 信用金庫顧客の海外進出支援
- ② 信用金庫業界の信用力の維持・向上
信用金庫経営力強化制度の適時・適切な運営

総合力で地域金融をバックアップ

信金中金グループ



格付

格付機関

長期格付

ムーディーズ (Moody's)

A1

スタンダード & プアーズ (S&P)

A+

格付投資情報センター (R&I)

A+

日本格付研究所 (JCR)

AA

平成 26 年 4 月末現在

信用金庫の開示項目

このディスクロージャー誌は信用金庫法第89条（銀行法第21条準用）に基づき作成しておりますが、その記載事項は以下のページに掲載しております。

1. 金庫の概況及び組織に関する事項

(1) 事業の組織	11
(2) 理事・監事の氏名及び役職名	11
(3) 事務所の名称及び所在地	11・12
(4) 当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者に関する事項	該当ありません

2. 金庫の主要な事業の内容

3. 金庫の主要な事業に関する事項

(1) 直近の事業年度における事業の概況	29
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況	
① 経常収益	36
② 経常利益又は経常損失	36
③ 当期純利益又は当期純損失	36
④ 出資総額及び出資総口数	36
⑤ 純資産額	36
⑥ 総資産額	36
⑦ 預金積金残高	36
⑧ 貸出金残高	36
⑨ 有価証券残高	36
⑩ 単体自己資本比率	36
⑪ 出資に対する配当金	36
⑫ 職員数	36
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	
① 主要な業務の状況を示す指標	
ア. 業務粗利益及び業務粗利益率	36
イ. 資金運用収支、役務取引等収支及び その他業務収支	36・37
ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均 残高、利息、利回り及び総資金利鞘	36・37
エ. 受取利息及び支払利息の増減	36
オ. 総資産経常利益率	37
カ. 総資産当期純利益率	37
② 預金に関する指標	
ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金 その他の預金の平均残高	45
イ. 固定・変動金利定期預金及び その他の区分ごとの定期預金の残高	45
③ 貸出金等に関する指標	
ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び 割引手形の平均残高	46
イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの 貸出金の残高	46
ウ. 担保の種類別（当金庫預金積金、有価証券、 動産、不動産、保証及び信用の区分）の 貸出金残高及び債務保証見返額	47
エ. 使途別（設備資金及び運転資金の区分）の 貸出金の残高	47
オ. 業種別の貸出金の残高及び 貸出金総額に占める割合	46
カ. 預貸率の期末値及び期中平均値	37

④ 有価証券に関する指標

ア. 商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及び貸付商品債券の区分）の平均残高	該当ありません
イ. 有価証券の種類別（国債、地方債、社債、株式、外国証券、その他の証券並びに貸付有価証券の区分）の残高	48
ウ. 預証率の期末値及び期中平均値	37

4. 金庫の事業の運営に関する事項

(1) リスク管理の体制	17・18
(2) 法令等遵守の体制	15
(3) 金融ADR制度への対応	16

5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況

(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 又は損失金処理計算書	30～34
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 ① 破綻先債権に該当する貸出金	43
② 延滞債権に該当する貸出金	43
③ 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	43
④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	43
(3) 自己資本（基本的項目に係る細目を含む）の充実の状況 ① 自己資本の状況	38
② バーゼルⅢ第3の柱における 「自己資本の充実の状況について」	39～42
(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、 時価及び評価損益 ① 有価証券	48
② 金銭の信託	48
③ 規則第102条第1項第5号に掲げる取引	48
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	44
(6) 貸出金償却の額	44
(7) 貸借対照表・損益計算書及び 剰余金処分計算書等について 会計監査人の監査を受けている旨	35

6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの

7. 事業年度の末日において、重要事象等が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的な内容



とねしん レポート2014

あなたとまちと
フェイスtoフェイス



○ 信 利根郡信用金庫
<http://www.toneshin.co.jp>

